

参考資料

- (1) 物部川洪水予報業務に関する細目協定 p.1
- (2) 物部川洪水予報実施要領 p.5
- (3) 仁淀川洪水予報業務に関する細目協定 p.19
- (4) 仁淀川洪水予報実施要領 p.23
- (5) 水防資材保有状況 p.37
- (6) 危機管理型水位計 施設諸元 p.38

物部川洪水予報業務に関する細目協定

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日）」に基づき、物部川洪水予報業務について次のとおり細目協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1 洪水予報の予報区域

洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準地点の水位観測所（以下「基準観測所」という。）は、付表1のとおりとする。

2 洪水予報の作業場所及び連絡方法

高知河川国道事務所及び高知地方気象台では、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡は高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は電話等によるものとする。

3 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち、主として気象状況に関する部分は高知地方気象台、水文状況に関する部分は高知河川国道事務所が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、実施要領によるものとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 雨量などの気象状況から洪水のおそれがあると判断されるとき

イ 付表1の基準観測所の水位から洪水のおそれがあると判断されるとき

ウ その他、高知河川国道事務所と高知地方気象台の一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

洪水予報は、高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

7 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は付表 2 を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

9 その他

洪水予報の実施に関し、告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

令和 4 年 6 月 1 3 日

四国地方整備局高知河川国道事務所長 多田 直人

高 知 地 方 気 象 台 長 吉野 昌史

付表 1 洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
物部川	物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町 神母ノ木字川添 426 番の 2 地先 から 海まで(河口) 右岸 高知県香美市土佐山田町 楠目字半坂 1742 番地先 (合同堰下流) から 海まで(河口)	深 淵

付表２ 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

物部川洪水予報実施要領

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「物部川洪水予報業務に関する細目協定（令和４年６月１３日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、物部川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

物部川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は、付表１、配置図は付図１のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、高知河川国道事務所においては調査課長が、高知地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図２に番号を示した電話・FAXによるものとする。

3 洪水予報の伝達等

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表２、付図２のとおりとする。

また、付表３に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を提供する。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（１） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表４に示す流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表１（３）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（２） 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

（１） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（２） 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基

づく仕様とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 物部川において、付表 1 (3) に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
- (8) 臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

なお、洪水予報の発表にあたり、高知県防災部局や報道機関等へは气象台等から情報が提供されていることを念頭に、7 に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を 3 時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を 4 時間先以降に予測した場合は、60 分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、高知河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により高知地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、高知河川国道事務所及び高知地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 高知河川国道事務所で実施すべき作業を、四国地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表 6）で代行する。

イ 高知地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

8 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和 年 月 日

四国地方整備局 高知河川国道事務所 調査課長

中村 伸輔

高知地方気象台

観測予報管理官

片山 保

付則

この実施要領は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 25 日に改正する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

この実施要領は、平成 29 年 3 月 21 日に改正する。

この実施要領は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

この実施要領は、平成 30 年 4 月 2 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和元年 5 月 29 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 2 年 7 月 15 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 3 年 6 月 1 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 4 年 6 月 13 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 3 月 25 日に改正し、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 物部川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
物部川	大栃	おおどち	高知県香美市物部町大栃	2 1 0
	南国日章	なんこくにっしょう	高知県南国市物部	9

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
物部川	佐敷	さじき	高知県香美市香北町佐敷	1 7 0
	香北	かほく	高知県香美市香北町河野字中麦粉 824 番 6	7 2 8
	市宇	いちう	高知県香美市物部町宇野々内 160 番地先	4 0 0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位	
物部川	深淵	ふかぶち	北緯 33° 34' 06" 東経 133° 40' 54"	高知県香美市野市町深淵	2.80	3.40	無堤部区間 3.80 有堤部区間 4.10	無堤部区間 4.25 有堤部区間 4.55	無堤部区間 4.70 有堤部区間 5.50

(4) 国土交通省水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位
物部川	戸板島	といたじま	北緯 33° 35' 28" 東経 133° 41' 34"	高知県香美市土佐山田町戸板島	—	—	—	—

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
高知県水防本部（河川課）	メール・FAX 又は専用電話	高知河川国道事務所
（一財）河川情報センター	〃	〃
高知市	〃	〃
南国市	〃	〃
香南市	〃	〃
香美市	〃	〃
高知県（危機管理・防災課）	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	高知地方気象台
日本放送協会	〃	〃
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表 3 洪水の危険度に関する情報等の公表

公表先	公表先 URL
水害リスクライン（一般向け）（国交省ウェブサイト）	https://frl.river.go.jp/
水害リスクライン（自治体向け）（国交省ウェブサイト） （限定公表）	https://frlg.river.go.jp/
市町村向け川の防災情報（国交省ウェブサイト） （限定公表）	https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
流域平均雨量ガイダンス（気象庁）（限定公表）※	https://www.data.jma.go.jp/rainfall_over_watershed/

※流域平均雨量ガイダンスの値は、台風の進路予想がモデルと大きく異なる場合などは、地方・府県情報等で示した気象台の予報シナリオ（量的予報）と大きく異なるおそれがあり、流域平均雨量ガイダンス値を適切に扱うためには気象台職員の解説や利用者の理解が必要となる。このため、流域平均雨量ガイダンスの提供先は気象台や国交省水管理・国土保全局、河川事務所、広域避難協議会等の部外利用者に制限する。

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基準雨量(単位:ミリ)		
		6時間雨量	12時間雨量	24時間雨量
物部川	深淵	—	—	150

付表5 情報システム障害時に交換するデータ

(1) 高知地方気象台から高知河川国道事務所に通知するもの

ア 高知県に発表された注意報・警報(水防活動用)

イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)

ウ 解析雨量

エ 降水短時間予報

オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、3時間先までの特別予測)

物部川 深淵

(2) 高知河川国道事務所から高知地方気象台に通知するもの

ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)

物部川 佐敷 香北 市宇

イ 次の観測所の水位(実況)

物部川 深淵

付表6 代行作業担当官署の連絡先

四国地方整備局

河川部水災害予報センター

電話番号 087-811-8320

F A X 087-811-8419

高松地方気象台

電話番号 087-823-6018

F A X 087-826-6133

付図1 雨量・水位観測所配置図

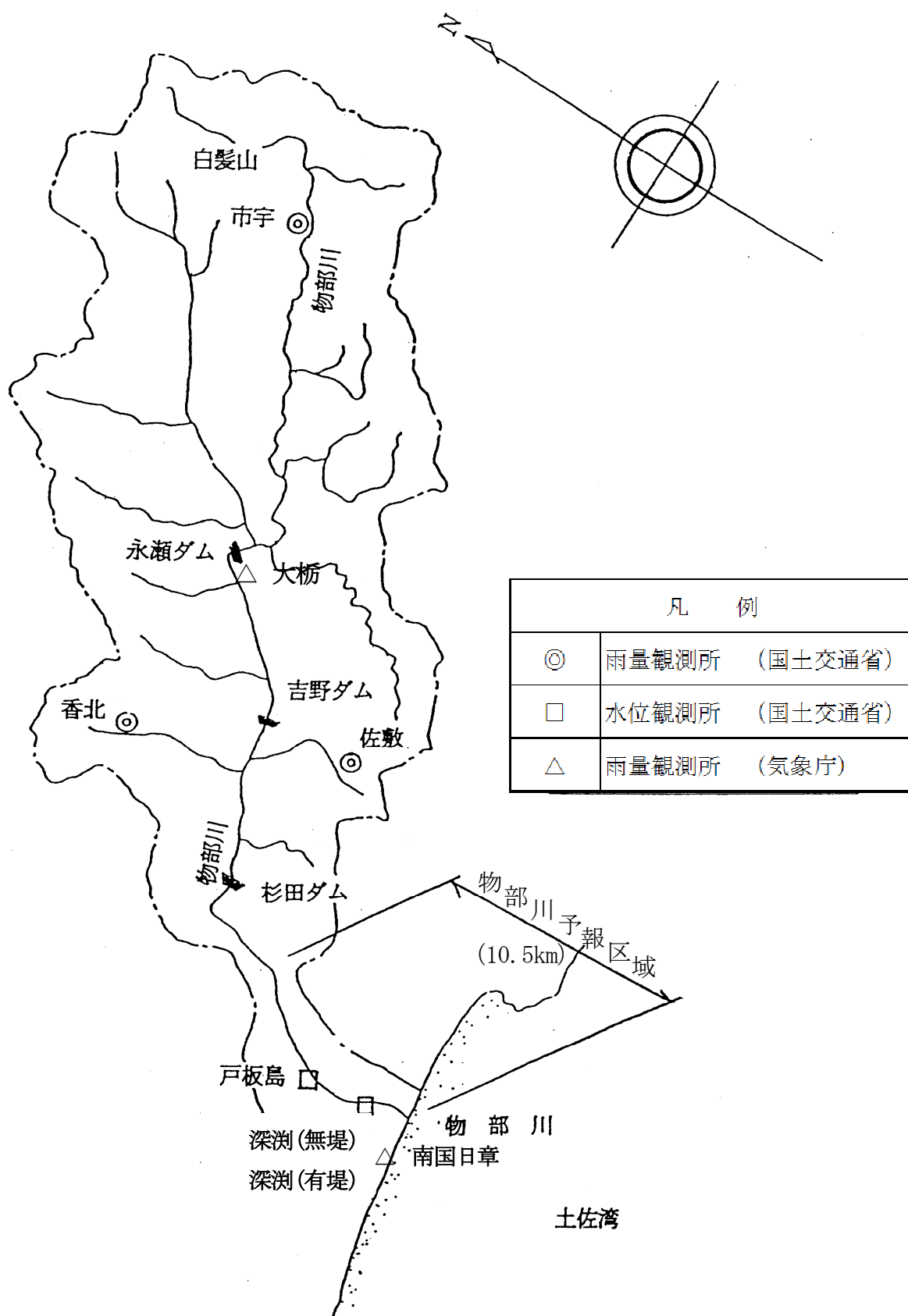
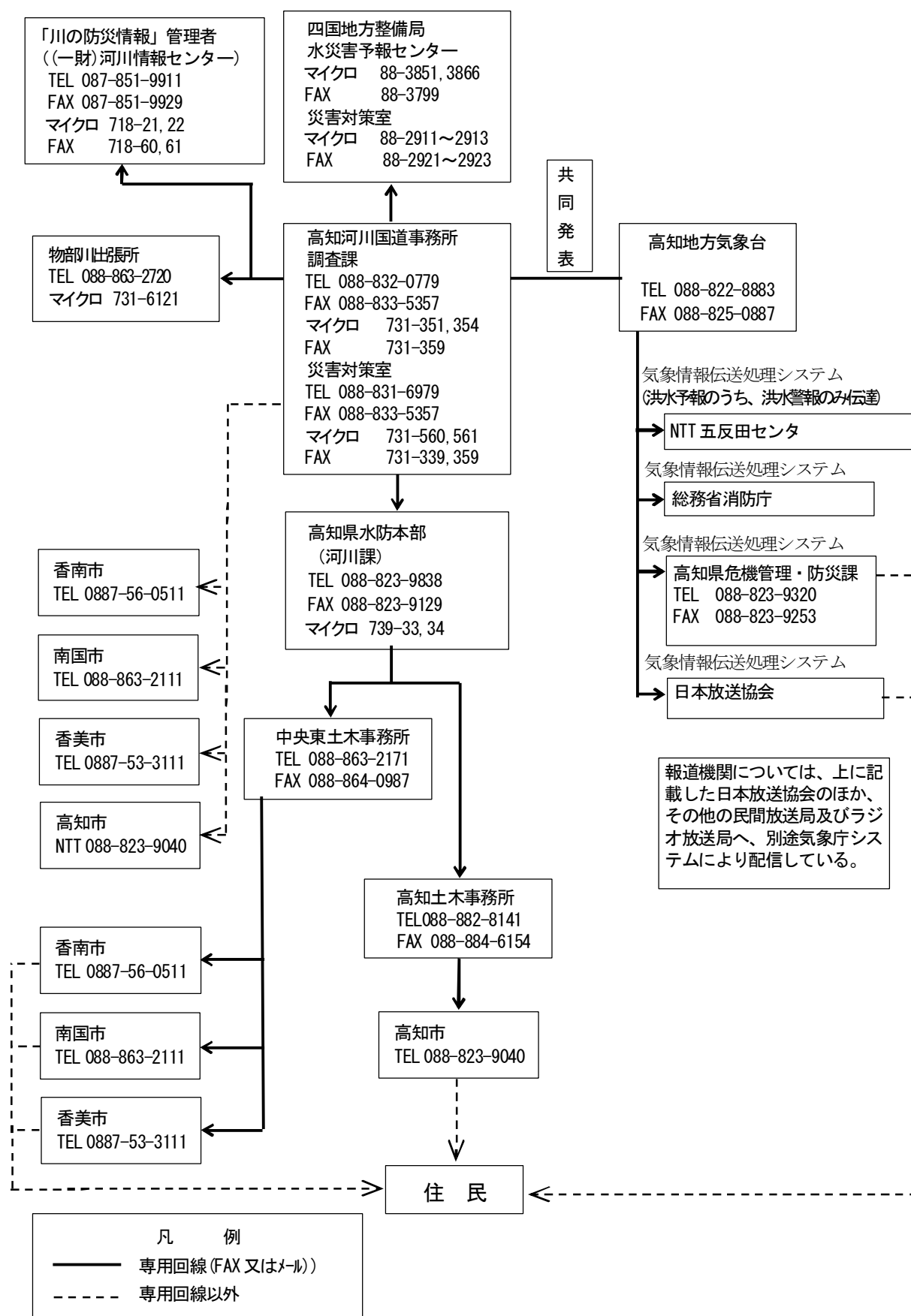


図2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

物部川氾濫危険情報

(警戒レベル4相当情報)

物部川洪水予報第〇号
洪水警戒
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
高知河川国道事務所・高知地方気象台 共同発表

(見出し)
物部川 では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。物部川の深淵（無堤）基準観測所（香南市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。物部川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、香美市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。
【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。物部川の深淵（有堤）基準観測所（香南市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

物部川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所	深淵（無堤）	深淵（有堤）
	対象河川	物部川	物部川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 （レベル4水位超過）	3 （レベル3水位超過）
更新	予測水位		
	香美市	4	3
	高知市	—	3
	南国市	—	3
	香南市	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について [防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に100ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
物部川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
深淵（無堤） （香南市）	氾濫危険水位 4.25 m							
	避難判断水位 3.80 m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	げり点高 EL=11.68 m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
深淵（有堤） （香南市）	氾濫危険水位 4.55 m							
	避難判断水位 4.10 m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	ゼロ点高 EL=11.68 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	深淵（無堤） 基準観測所	深淵（有堤） 基準観測所	
	香南市 物部川	香南市 物部川	
受け持ち区間	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ 木字川添426-2地先から 海まで	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ 木字川添426-2地先から 海まで	
	左岸 高知県香美市土佐山田町楠目字 半阪1742地先から 海まで	左岸 高知県香美市土佐山田町楠目字 半阪1742地先から 海まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaiotan/#zoom:8/lat:33.552500000/lon:133.413888900/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rsrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8809000100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suihoumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=133.413888900&y=33.552500000&z=13
------	---



今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 目的

現に洪水予報を発表している、または洪水予報を発表する見通しがある河川の氾濫域であっても、その氾濫域を含む地域の大雨特別警報が警報等へ切り替えられた場合、当該氾濫域（以下、「切替のあった氾濫域」という。）が安全になったという誤解が生じるおそれがある。これを防ぐため、以下の通り運用するものとする。

※ 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

2. 発表主体等

河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と地方气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で基本的には洪水予警報等作成システムにより発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とする。

3. 発表の対象とする洪水予報河川の予報区域の条件

切替のあった氾濫域へ氾濫水をもたらすおそれのある洪水用法河川の予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な区間においては、洪水予報を発表していなくとも氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表のタイミング

切替のあった氾濫域が生じた場合、速やかに発表するものとする。なお、氾濫域が大雨特別警報が発表されている複数の府県予報区にまたがる場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

5. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載してもよい。

発表形式については、別添をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議すること。

6. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで電話、チャットツール等により相互に認識共有を図り、以下の流れの通り発表する。大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。洪水予警報等作成システムにおいて発表が困難となる場合には、洪水予報の実施要領の障害発生時と同様の対応を行う。

臨時の洪水予報発表の流れ

- ①気象台から大雨特別警報の切替の見通しを、電話及びチャットツール等で河川事務所に連絡する。
- ②河川事務所から臨時の洪水予報発表見込みを電話及びチャットツールで気象台に連絡する。
- ③河川事務所が臨時の洪水予報をシステムで作成し、チャットツールにて気象台へ通知する。
- ④気象台と河川事務所においてシステムで作成した臨時の洪水予報を確認し、発表する。

正規

物部川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

物部川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
高知河川国道事務所・高知地方气象台 共同発表

(見出し)
高知県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)
【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。物部川の深淵(無堤)基準観測所(香南市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。物部川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、香美市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。
【警戒レベル2相当】物部川の深淵(有堤)基準観測所(香南市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

物部川氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所	深淵(無堤)	深淵(有堤)
	対象河川	物部川	物部川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
更新	予測水位	3 (6時間後までにレベル4水位超過)	
	香美市	3	2
	高知市	—	2
	南国市	—	2
	香南市	—	2

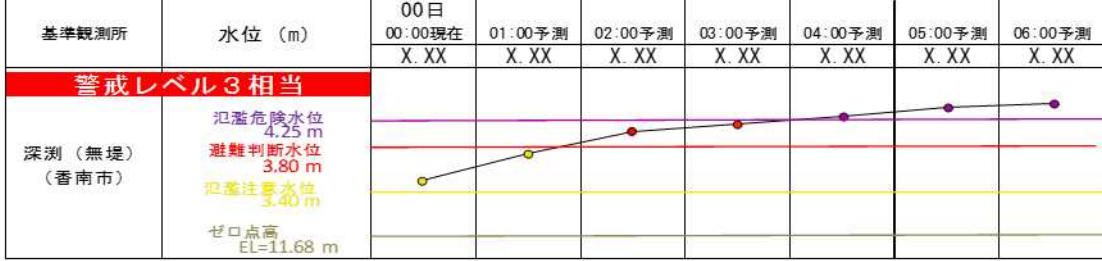
市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
物部川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
深瀬 (有堤) (香南市)	氾濫危険水位 4.55 m							
	避難判断水位 4.10 m							
	氾濫注意水位 3.40 m							
	ゼロ点高 EL=11.68 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	深瀬 (無堤) 基準観測所	深瀬 (有堤) 基準観測所	
	香南市	香南市	
	物部川	物部川	
受け持ち区間	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添426-2地先から 海まで	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添426-2地先から 海まで	
	左岸 高知県香美市土佐山田町楠目字 半阪1742地先から 海まで	左岸 高知県香美市土佐山田町楠目字 半阪1742地先から 海まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.552500000/lon:133.413888900/colordepth:normal/elements:slmcs &slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8809000100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=133.413888900&y=33.552500000&z=13
------	---



今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

仁淀川洪水予報業務に関する細目協定

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日）」に基づき、仁淀川洪水予報業務について次のとおり細目協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1 洪水予報の予報区域

洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準地点の水位観測所（以下「基準観測所」という。）は、付表1のとおりとする。

2 洪水予報の作業場所及び連絡方法

高知河川国道事務所及び高知地方気象台では、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡は高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は電話等によるものとする。

3 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち、主として気象状況に関する部分は高知地方気象台、水文状況に関する部分は高知河川国道事務所が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、実施要領によるものとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 雨量などの気象状況から洪水のおそれがあると判断されるとき

イ 付表1の基準観測所の水位から洪水のおそれがあると判断されるとき

ウ その他、高知河川国道事務所と高知地方気象台の一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

洪水予報は、高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同発表するものとし、発表形

式等については実施要領によるものとする。

7 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は付表2を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

9 その他

洪水予報の実施に関し、告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

令和4年6月13日

四国地方整備局高知河川国道事務所長 多田 直人

高 知 地 方 気 象 台 長 吉野 昌史

付表 1 洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
仁淀川	仁淀川	仁淀川	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の 1 地先(いの町加田地先) から 海まで(河口) 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首 2653 番地(日高村下分地先) から 海まで(河口)	伊野

付表２ 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

仁淀川洪水予報実施要領

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「仁淀川洪水予報業務に関する細目協定（令和４年６月１３日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、仁淀川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

仁淀川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は、付表１、配置図は付図１のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、高知河川国道事務所においては調査課長が、高知地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図２に番号を示した電話・FAXによるものとする。

3 洪水予報の伝達等

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表２、付図２のとおりとする。
また、付表３に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を提供する。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

- (１) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表４に示す流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき
 - イ 付表１（３）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
- (２) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

- (１) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (２) 発表形式にはXML形式とPDF形式があり、XML形式は気象庁防災情報XMLに基

づく仕様とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 仁淀川において、付表 1 (3) に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
- (8) 臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

なお、洪水予報の発表にあたり、高知県防災部局や報道機関等へは气象台等から情報が提供されていることを念頭に、7 に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を 3 時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。またこれを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を 4 時間先以降に予測した場合は、60 分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表 5 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、高知河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により高知地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、高知河川国道事務所及び高知地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 高知河川国道事務所で実施すべき作業を、四国地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表 6）で代行する。

イ 高知地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 6）で代行する。

8 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和 年 月 日

四国地方整備局 高知河川国道事務所 調査課長

中村 伸輔

高知地方気象台

観測予報管理官

片山 保

付則

この実施要領は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 25 日に改正する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

この実施要領は、平成 29 年 3 月 21 日に改正する。

この実施要領は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

この実施要領は、平成 30 年 4 月 2 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和元年 5 月 29 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 2 年 7 月 15 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 3 年 6 月 1 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 4 年 6 月 13 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 5 年 3 月 31 日に改正し令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 月 3 月 25 日に改正し、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 仁淀川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
仁淀川	池川	いけがわ	高知県吾川郡仁淀川町土居	1 4 1
	鳥形山	とりがたやま	高知県吾川郡仁淀川町大植	8 3 5
	佐川	さかわ	高知県高岡郡佐川町丙	8 0

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
仁淀川	面河	おもご	愛媛県上浮穴郡久万高原町 大味川	7 2 0
	御三戸	みみど	愛媛県上浮穴郡久万高原町 上黒岩	4 5 0
	西谷	にしたに	愛媛県上浮穴郡久万高原町 西谷	5 6 0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
仁淀川	伊野	いの	北緯 33° 33' 09" 東経 133° 24' 50"	高知県吾川郡いの町谷	5.00	6.60	8.15	8.80	9.75

(4) 国土交通省水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
仁淀川	新八田	しんはた	北緯 33° 31' 21" 東経 133° 25' 49"	高知県土佐市高岡町天崎	—	—	—	—
	中島	なかじま	北緯 33° 29' 34" 東経 133° 26' 51"	高知県土佐市中島	—	—	—	—
	仁西	にさい	北緯 33° 28' 03" 東経 133° 28' 54"	高知県高知市春野町仁西	—	—	—	—

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
高知県水防本部（河川課）	メール・FAX 又は専用電話	高知河川国道事務所
（一財）河川情報センター	〃	〃
高知市	〃	〃
土佐市	〃	〃
いの町	〃	〃
日高村	〃	〃
佐川町	〃	〃
高知県（危機管理・防災課）	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	高 知 地 方 気 象 台
日本放送協会	〃	〃
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表 3 洪水の危険度に関する情報等の公表

公表先	公表先 URL
水害リスクライン（一般向け）（国交省ウェブサイト）	https://frl.river.go.jp/
水害リスクライン（自治体向け）（国交省ウェブサイト） （限定公表）	https://frlg.river.go.jp/
市町村向け川の防災情報（国交省ウェブサイト） （限定公表）	https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
流域平均雨量ガイダンス（気象庁）（限定公表）※	https://www.data.jma.go.jp/rainfall_over_watershed/

※流域平均雨量ガイダンスの値は、台風の進路予想がモデルと大きく異なる場合などは、地方・府県情報等で示した気象台の予報シナリオ（量的予報）と大きく異なるおそれがあり、流域平均雨量ガイダンス値を適切に扱うためには気象台職員の解説や利用者の理解が必要となる。このため、流域平均雨量ガイダンスの提供先は気象台や国交省水管理・国土保全局、河川事務所、広域避難協議会等の部外利用者に制限する。

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基準雨量(単位:ミリ)		
		6時間雨量	12時間雨量	24時間雨量
仁淀川	伊野	—	—	200

付表5 情報システム障害時に交換するデータ

(1) 高知地方気象台から高知河川国道事務所に通知するもの

- ア 高知県に発表された注意報・警報(水防活動用)
- イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、3時間先までの特別予測)
仁淀川 伊野

(2) 高知河川国道事務所から高知地方気象台に通知するもの

- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)
仁淀川 面河、御三戸、西谷
- イ 次の観測所の水位(実況)
仁淀川 伊野

付表6 代行作業担当官署の連絡先

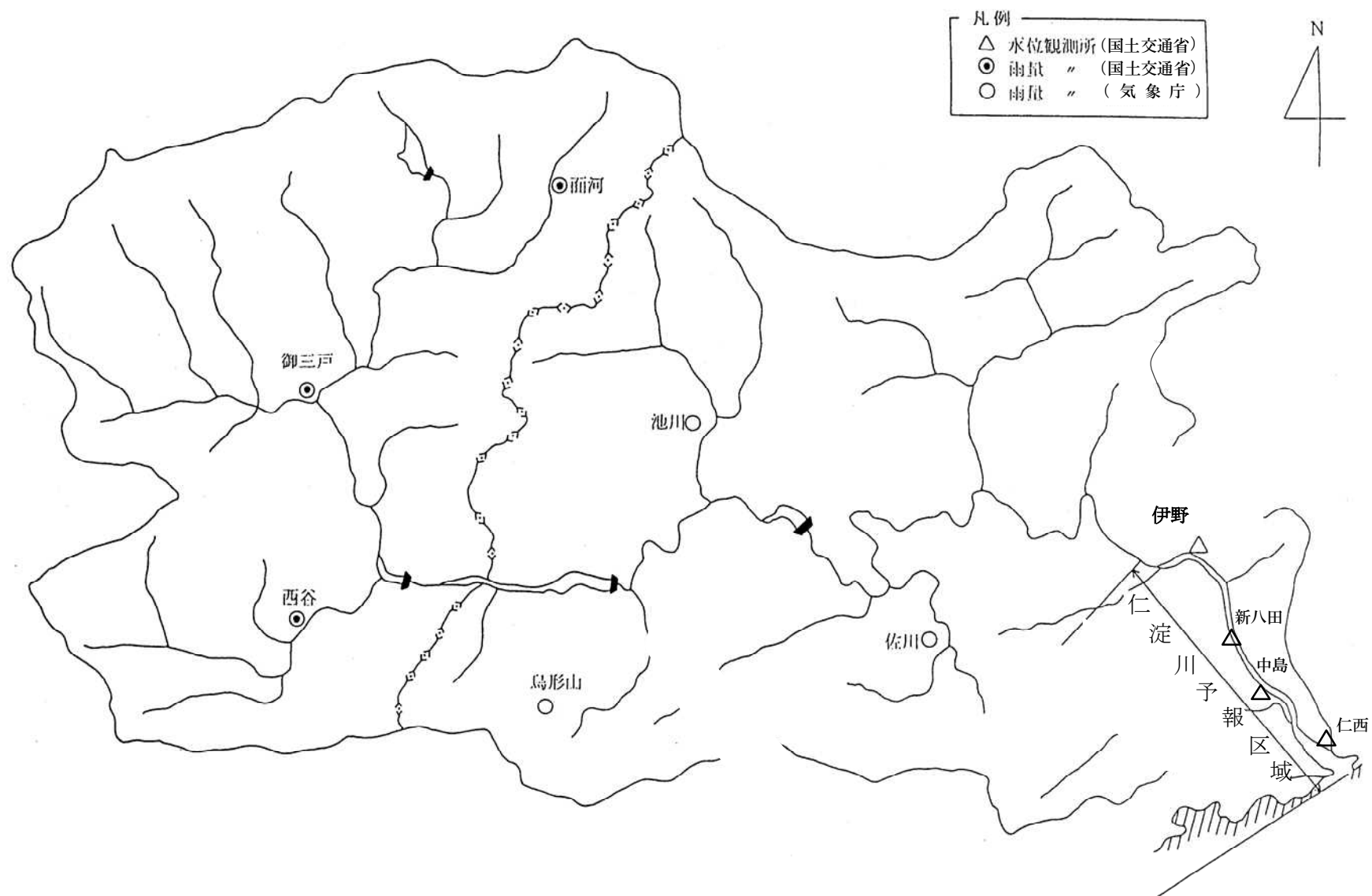
四国地方整備局

河川部水災害予報センター 電話番号 087-811-8320
F A X 087-811-8419

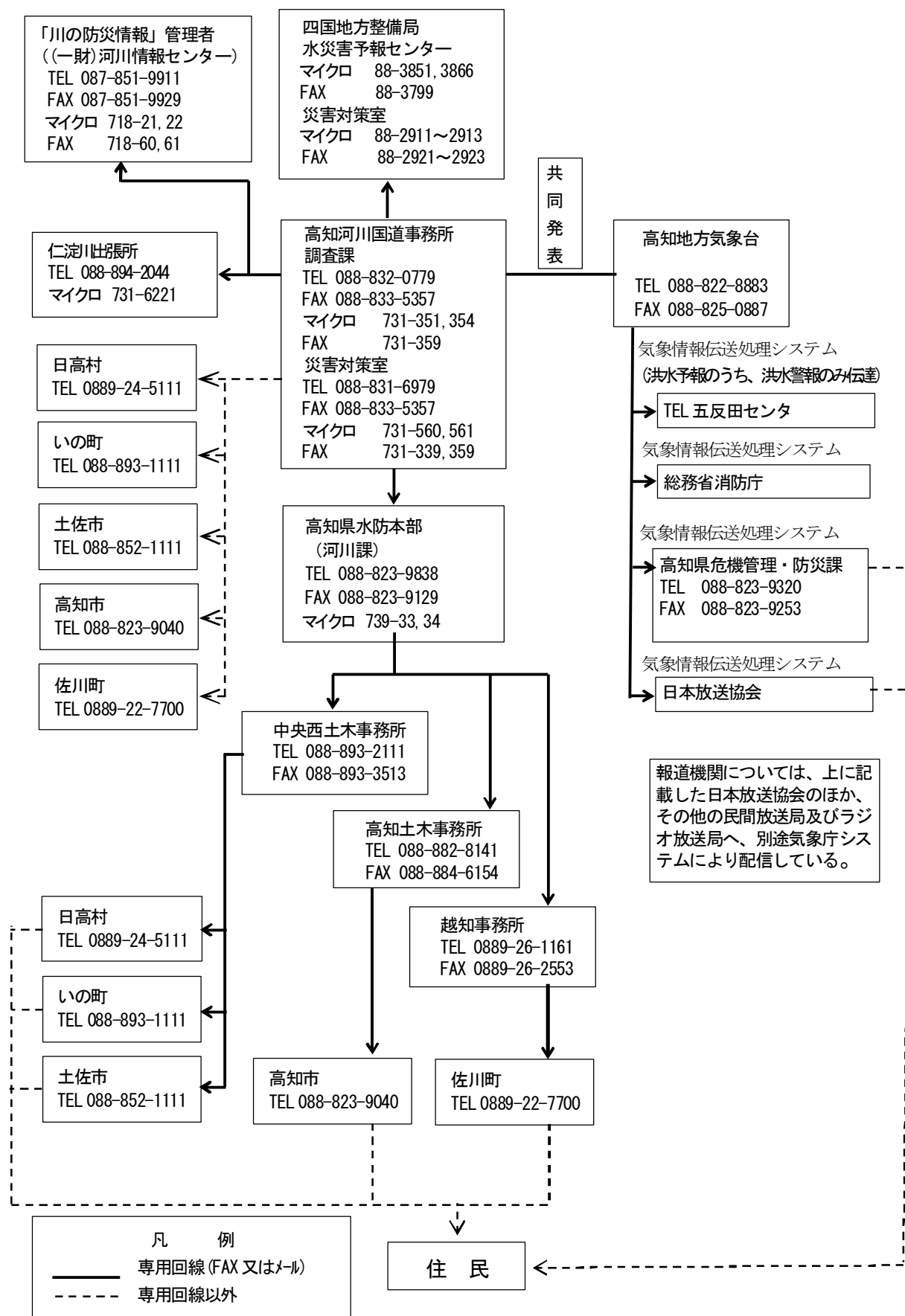
高松地方気象台

電話番号 087-823-6018
F A X 087-826-6133

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図 2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

仁淀川^仁氾濫危険情報

(警戒レベル4相当情報)

仁 淀 川 洪 水 予 報 第 〇 号

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

高知河川国道事務所・高知地方気象台 共同発表

(見出し)
仁淀川 では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。仁淀川の伊野^{いの}基準観測所（吾川郡いの町）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。仁淀川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、高知市、土佐市、吾川郡いの町、高岡郡佐川町、高岡郡日高村では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

仁淀川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）												
新着・更新	新着・更新	更新										
	基準観測所	伊野										
	対象河川	仁淀川										
	警戒レベル（ ）相当	4										
	現況水位	4 (レベル4水位超過)										
	予測水位											
更新	高知市	4										
更新	土佐市	4										
更新	吾川郡いの町	4										
更新	高岡郡佐川町	4										
更新	高岡郡日高村	4										

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
仁淀川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
伊野 (吾川群いの町)	氾濫危険水位 8.80 m							
	避難判断水位 8.15 m							
	氾濫注意水位 6.60 m							
	ゼロ点高 EL=10.18 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	伊野 基準観測所		
	吾川郡いの町		
受け持ち区間	仁淀川		
	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎2473-1地先から 海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分子上ノ首2653地先から 海まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.552500000/lon:133.413888900/colordepth:normal/elements:slmos&slmos_fcst&rasrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8809000100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=133.413888900&y=33.552500000&z=13
------	---



今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1 目的

現に洪水予報を発表している、または洪水予報を発表する見通しがある河川の氾濫域であっても、その氾濫域を含む地域の大雨特別警報が警報等へ切り替えられた場合※、当該氾濫域（以下、「切替のあった氾濫域」という。）が安全になったという誤解が生じるおそれがある。これを防ぐため、以下の通り運用するものとする。

※ 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

2 発表主体等

河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と地方气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で基本的には洪水予警報等作成システムにより発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とする。

3 発表の対象とする洪水予報河川の予報区域の条件

切替のあった氾濫域へ氾濫水をもたらすおそれのある洪水用法河川の予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な区間においては、洪水予報を発表していなくとも氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4 発表のタイミング

切替のあった氾濫域が生じた場合、速やかに発表するものとする。なお、氾濫域が大雨特別警報が発表されている複数の府県予報区にまたがる場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

5 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載してもよい。

発表形式については、別添をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議すること。

6 その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで電話、チャットツール等により相互に認識共有を図り、以下の流れの通り発表する。大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。洪水予警報等作成システムにおいて発表が困難となる場合には、洪水予報の実施要領の障害発生時と同様の対応を行う。

臨時の洪水予報発表の流れ

- ①気象台から大雨特別警報の切替の見通しを、電話及びチャットツール等で河川事務所に連絡する。
- ②河川事務所から臨時の洪水予報発表見込みを電話及びチャットツールで気象台に連絡する。
- ③河川事務所が臨時の洪水予報をシステムで作成し、チャットツールにて気象台へ通知する。
- ④気象台と河川事務所においてシステムで作成した臨時の洪水予報を確認し、発表する。

正規

仁淀川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

仁 淀 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 戒
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
こ う ち か せ ん こ ぐ ど う じ む し ょ こ う ち ち ほ う き し ょ う だ い
高 知 河 川 国 道 事 務 所 ・ 高 知 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)
高知県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)
【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。仁淀川の伊野基準観測所(吾川郡いの町)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。仁淀川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、高知市、土佐市、吾川郡いの町、高岡郡佐川町、高岡郡日高村では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

仁淀川氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所	伊野	
	対象河川	仁淀川	
	警戒レベル()相当	3	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4水位超過)	
更新	高知市	3	
更新	土佐市	3	
更新	吾川郡いの町	3	
更新	高岡郡佐川町	3	
更新	高岡郡日高村	3	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
仁淀川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
伊野 (吾川群いの町)	氾濫危険水位 8.80 m							
	避難判断水位 8.15 m							
	氾濫注意水位 6.60 m							
	ゼロ点高 EL=10.18 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	伊野 基準観測所		
	吾川郡いの町		
受け持ち区間	仁淀川		
	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎2473-1地先から 海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首2653地先から 海まで		

□ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.552500000/lon:133.41388900/colordepth:normal/elements:slmos&slmos_fost&rasrf
--------------------	---

□ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8809000100
---------------	---

□ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://fr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=133.413888900&y=33.552500000&z=13
------	---



今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

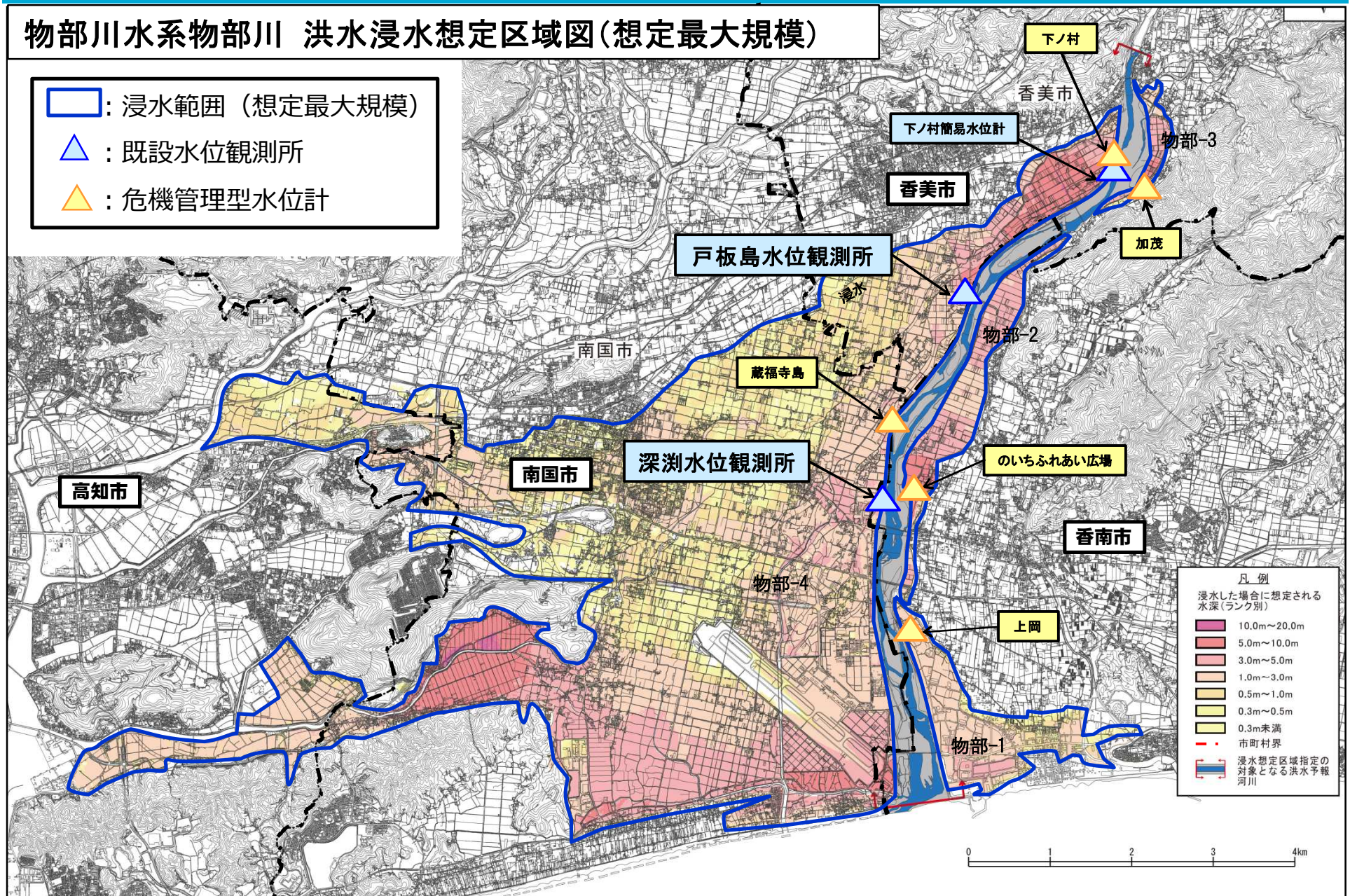
水防資材保有状況（物部川、仁淀川）

R7.4.22

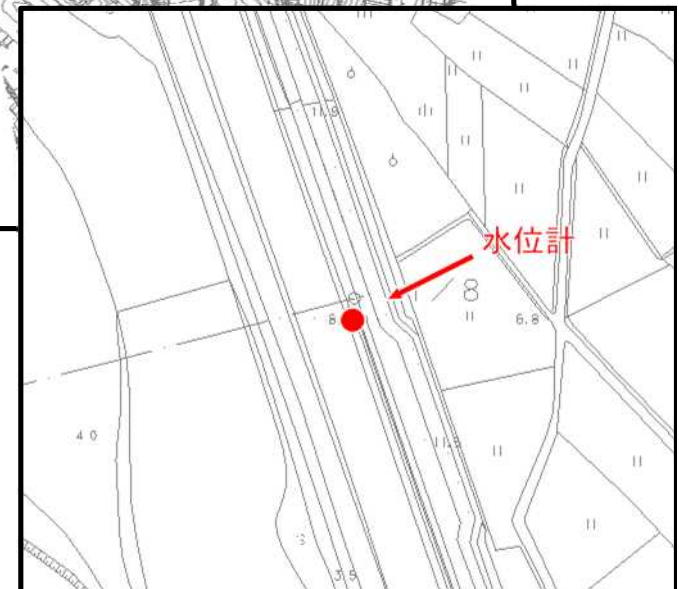
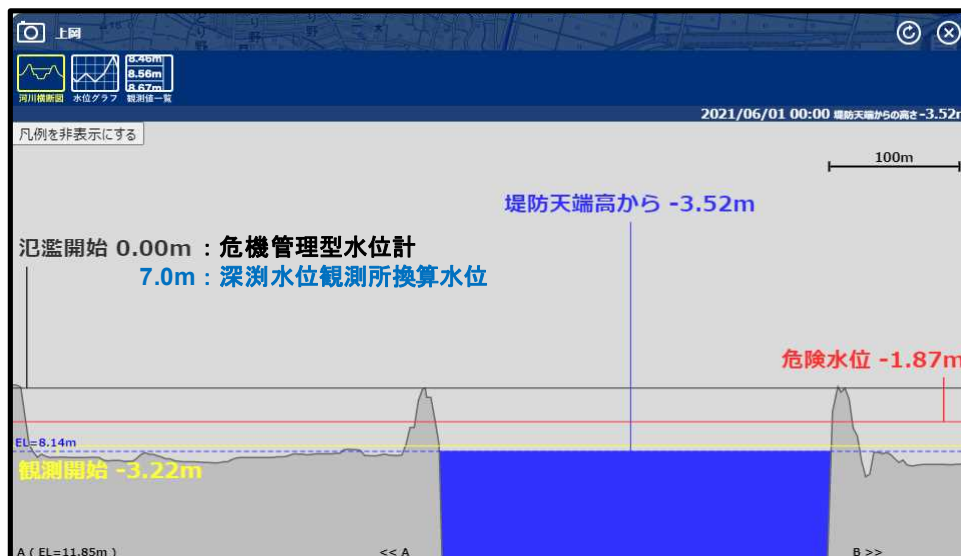
資材・機材 名称	単位	物部川出張所	仁淀川出張所
大型土のう	袋	1,300	4,225
土嚢	袋	19,300	11,100
縄・ロープ類	m	縄:17本 ロープ:60巻	1,020
むしろ(ブルーシート)	m2	103(枚)	20(枚)
杉丸太	本	494	20
番線(#8～#12)	m		1,960
大型照明灯	台	2	
はしご	丁		1
スコップ	丁	168	49
鍬(くわ)	丁	6	
鶴嘴(つるはし)	丁	3	2
鋤簾(じょれん)	丁	27	26
鎌(かま)	丁	30	23
鋸(のこ)	丁	12	15
柄鎌 鉋	丁	1	
斧(おの)	丁	18	17
鳶口(とびぐち)	丁		
掛矢(かけや)・ハンマー類	丁	36	掛矢:44、ハンマー:5 中ハンマー:8、大ハンマー:51
胴突き たこ槌	丁	63	26
しょうれん 梃子棒	丁		4
ペンチ 番線カッター	丁	ペンチ:5	ペンチ:2
荷車・一輪車	台		34
救命胴衣	着		
発動発電機	台		
船	隻		1
土砂	m3	48,980	27,150
コンクリートブロック	個	3,646	3,180
水防マット	枚	7	12
てみ	個		53
しの	丁		23
鉄筋杭	本		255
水のう	基		4
照明装置	台		7
照明車	台		3
緊急排水ポンプ車	台		6
光ケーブル	m		1,070
FEP管(PE50)	m		50
鬼針(#14×100m)	箱		
オートフック	個		1
遠隔操作式吊フック	基		1
袋型根固め用袋材	袋	2000	2,000
袋詰め用製作枠	組	1	1
捨石(10～100kg)	組		1,700
保管場所		蔵福寺水防待機所、高川原水防待機所、吉川水防待機所、岩積水防待機所、物部川出張所ほか	仁淀川出張所、波介川水防倉庫、南の谷排水機場、波介川水門、波介川ポンプ車庫、宇治川排水機場ほか

危機管理型水位計の設置場所(物部川水系物部川)

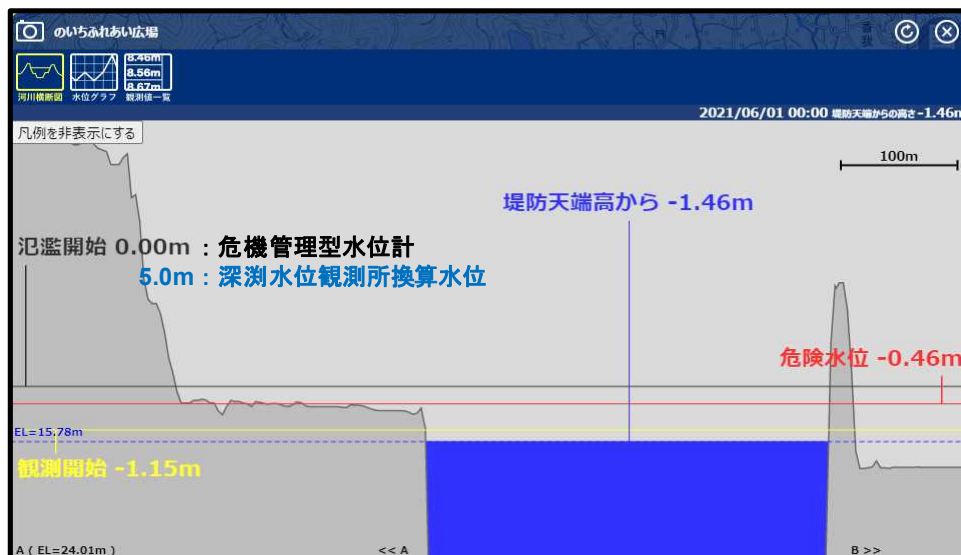
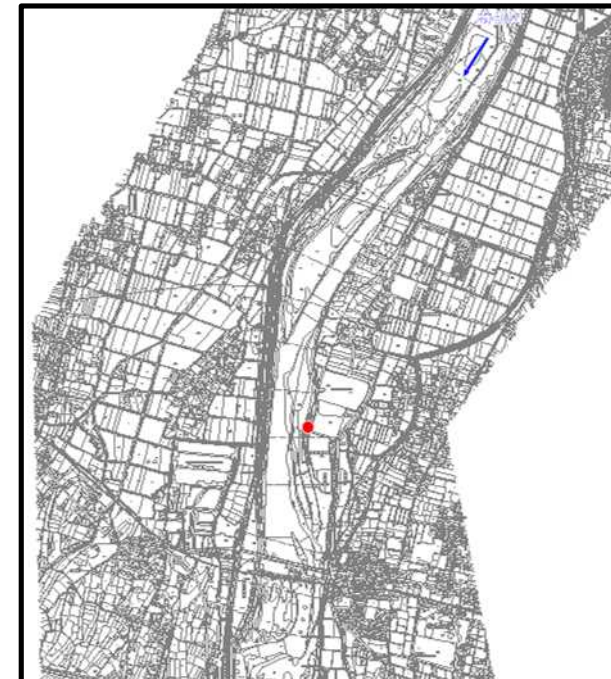
物部川水系物部川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



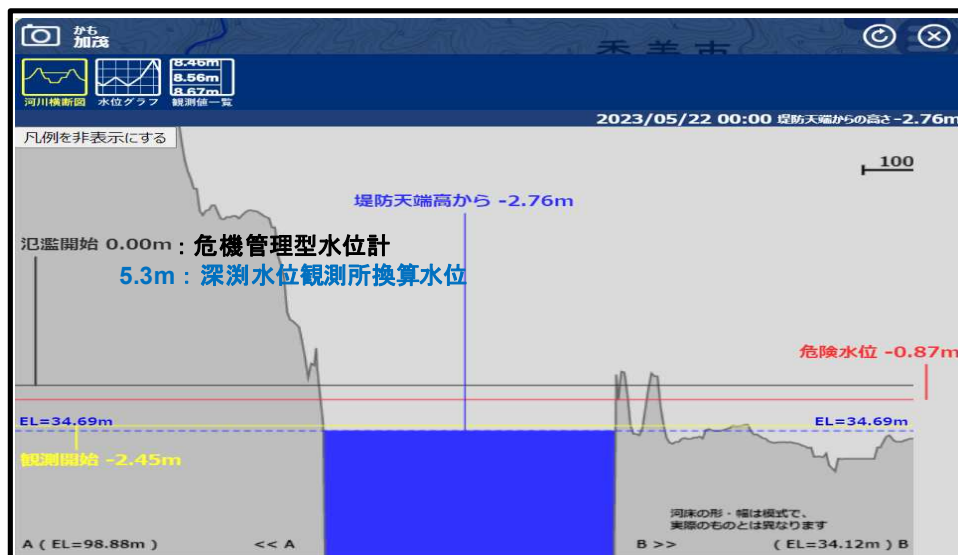
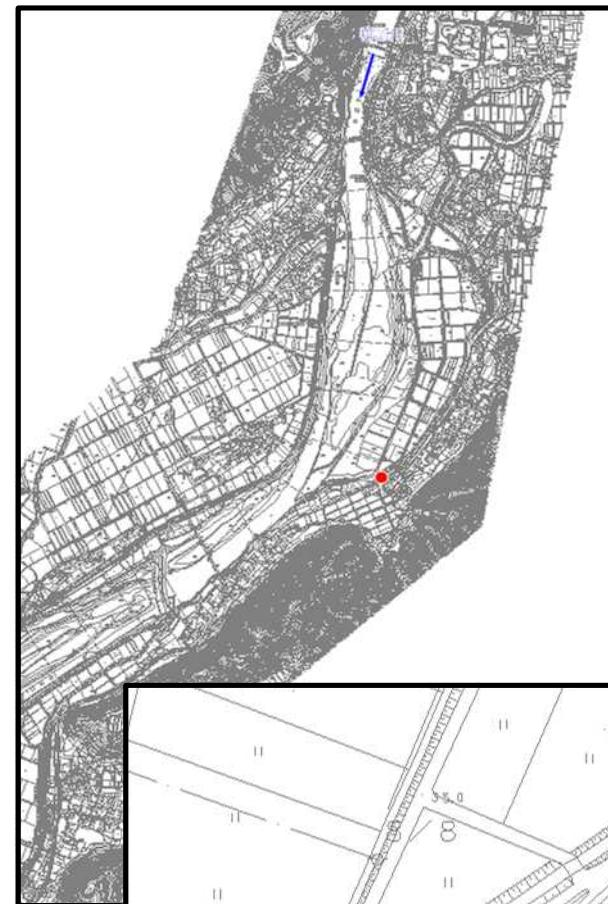
物部川 左岸1.8k 上岡



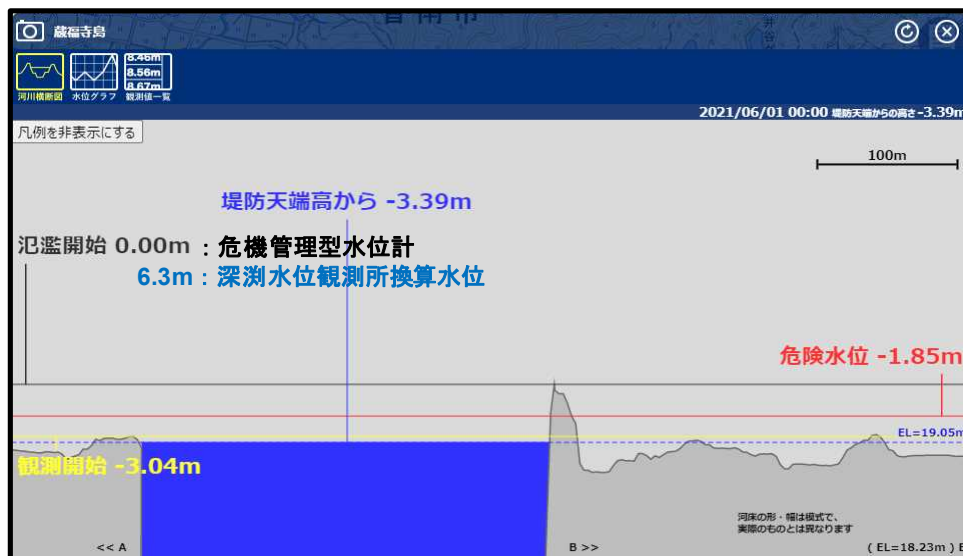
物部川 左岸3.8k のいちふれあい広場



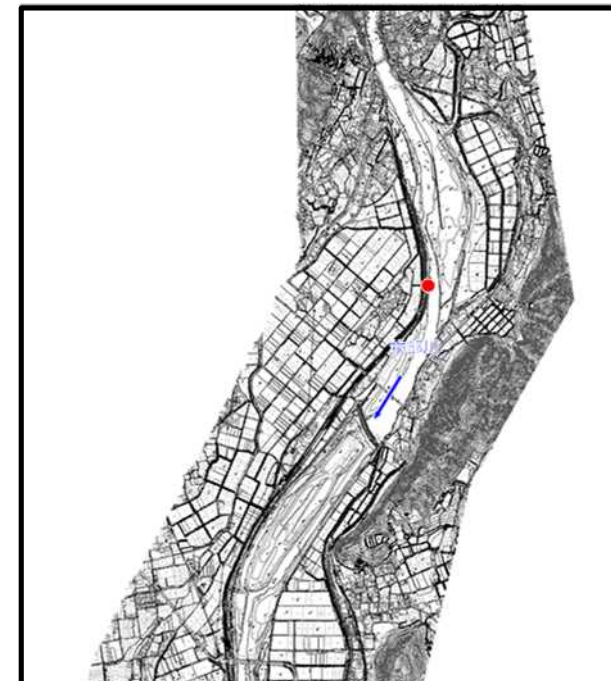
物部川 左岸8.8k 加茂



物部川 右岸4.6k 蔵福寺島



物部川 右岸9.0k 下ノ村



仁淀川水系仁淀川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

加田水位観測所
伊野水位観測所
中島水位観測所
仁西水位観測所

加田上流
谷(国)
江尻
日高村
茂地
波川北
大内
八田
高岡
森山
田ノ裏簡易水位計
西畑
西畑小田
仁西
新居
用石
中島下流

加田
伊野
大内
八田
高岡
森山
田ノ裏
西畑
西畑小田
仁西
新居
用石
中島下流

佐川町
土佐市
高知市
いの町
高知市

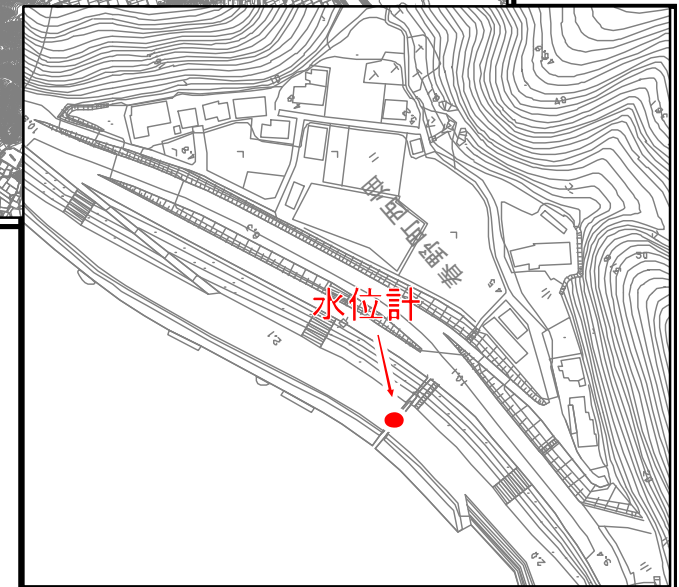
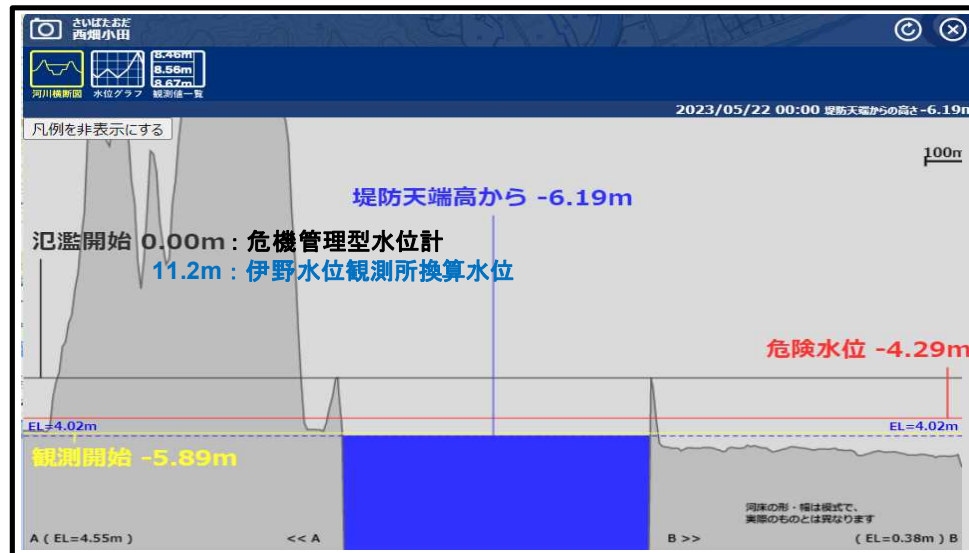
日下
波川
大内
八田
高岡
森山
田ノ裏
西畑
西畑小田
仁西
新居
用石
中島下流

浸水範囲(想定最大規模)
既設水位観測所
危機管理型水位計

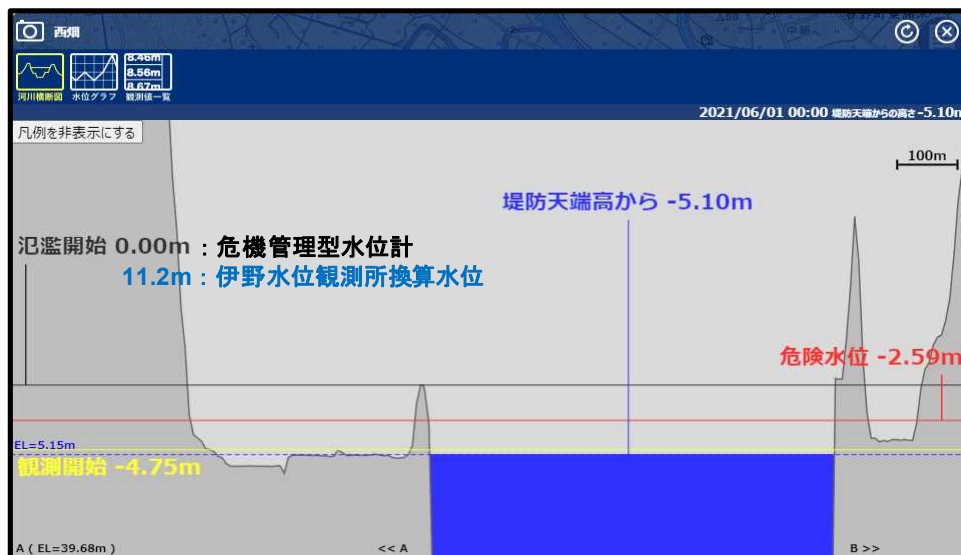
凡例
浸水した場合に想定される水深(ランク別)
20.0m以上
10.0m~20.0m
5.0m~10.0m
3.0m~5.0m
1.0m~3.0m
0.5m~1.0m
0.3m~0.5m
0.3m未満
市町村界
浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川

1:30,000

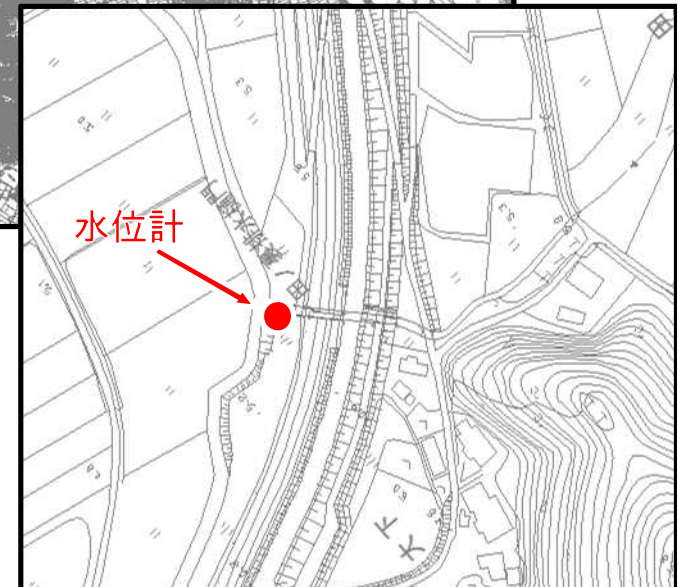
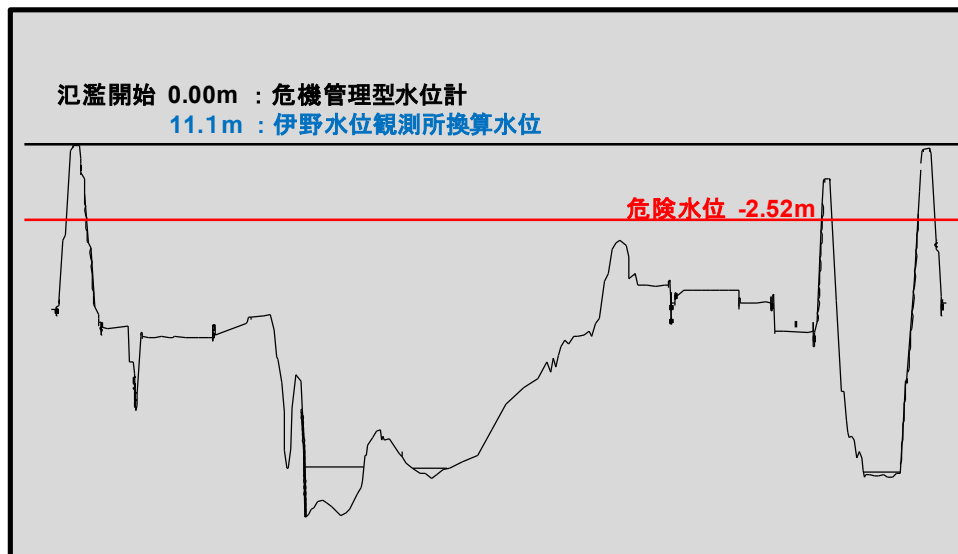
仁淀川 左岸0.6k 西畑小田



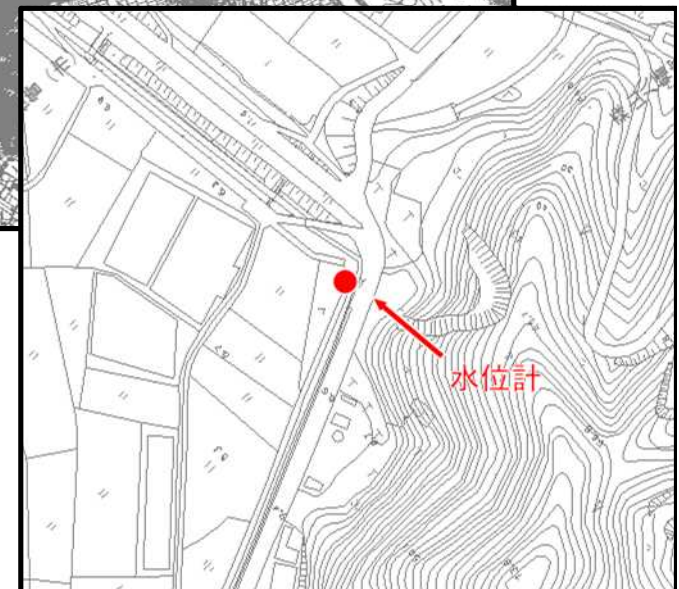
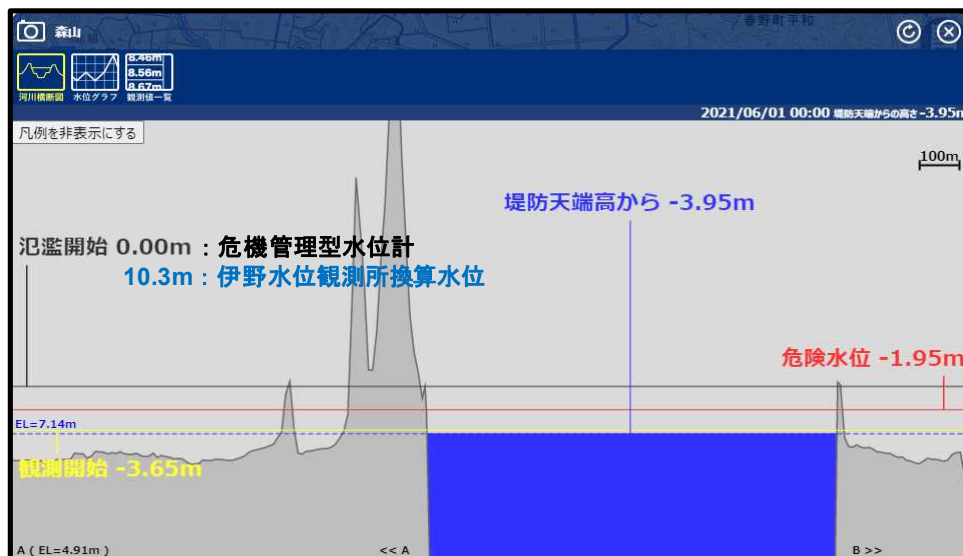
仁淀川 左岸2.0k 西畑



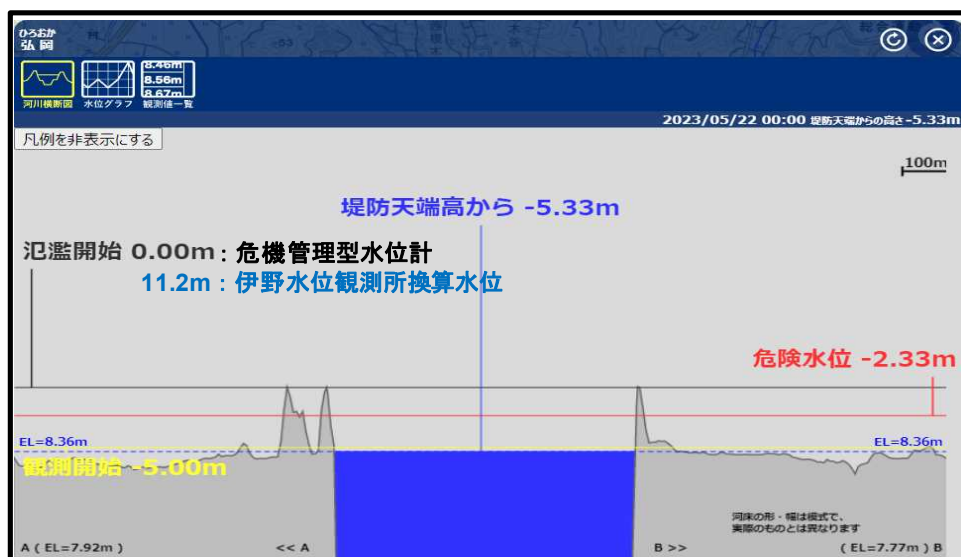
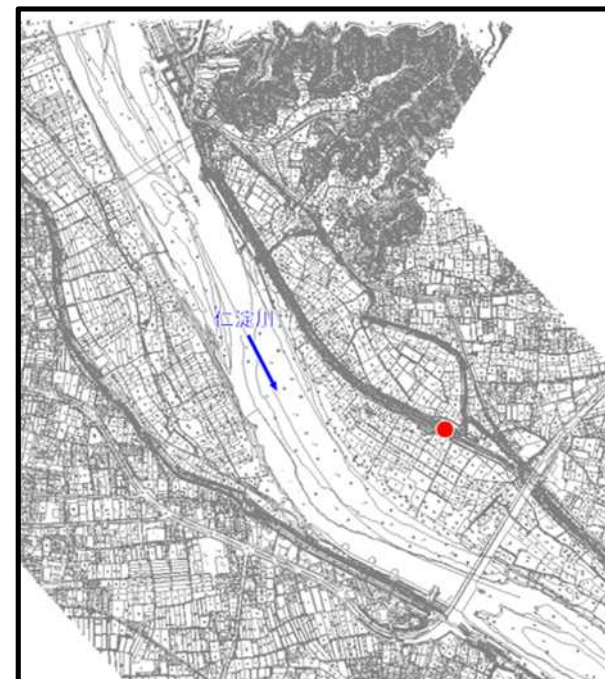
仁淀川 左岸3.0k 田ノ裏(簡)



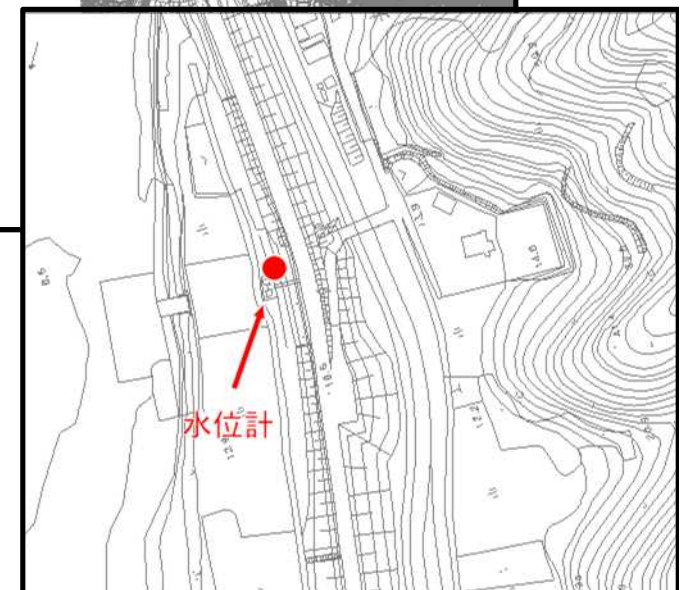
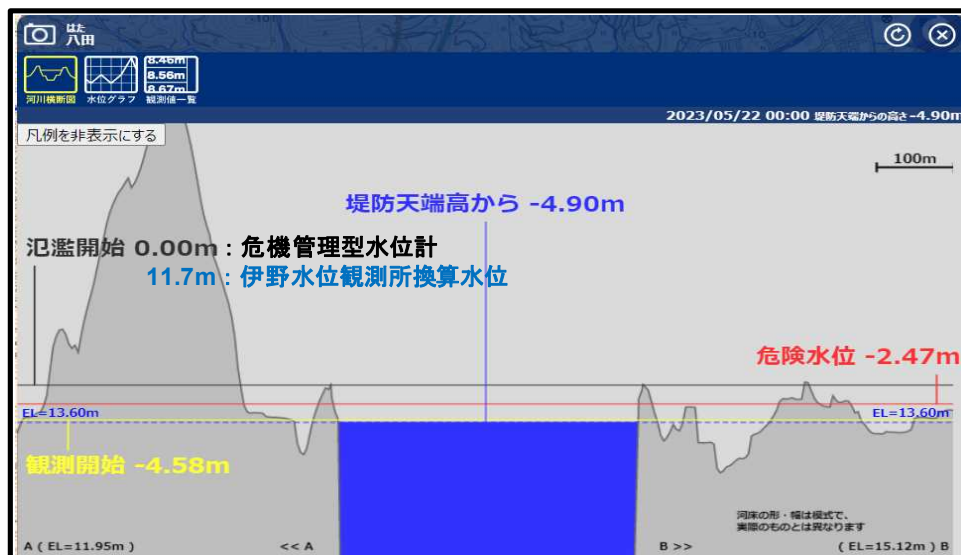
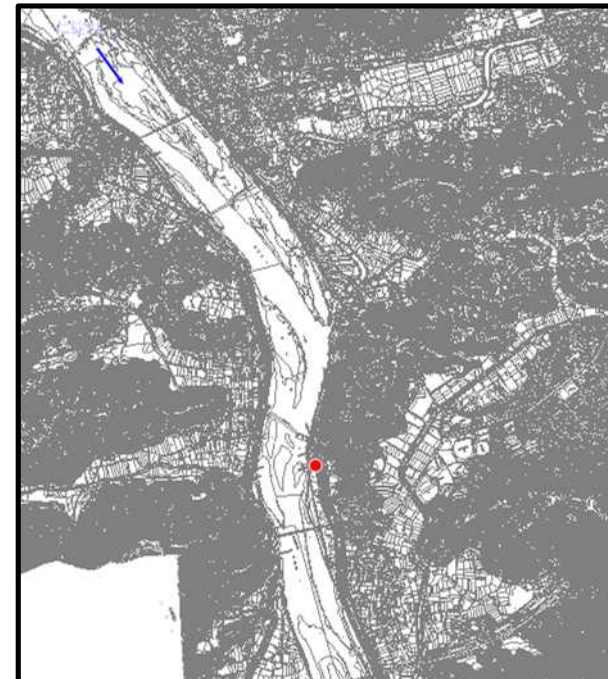
仁淀川 左岸3.2k 森山



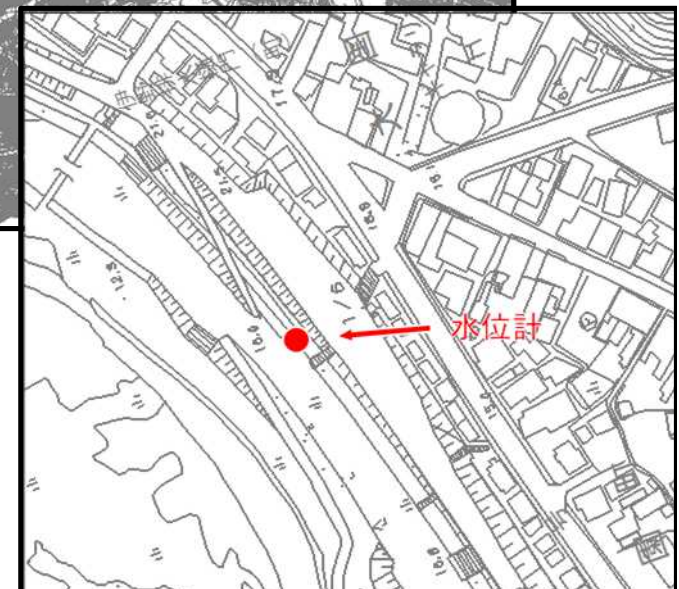
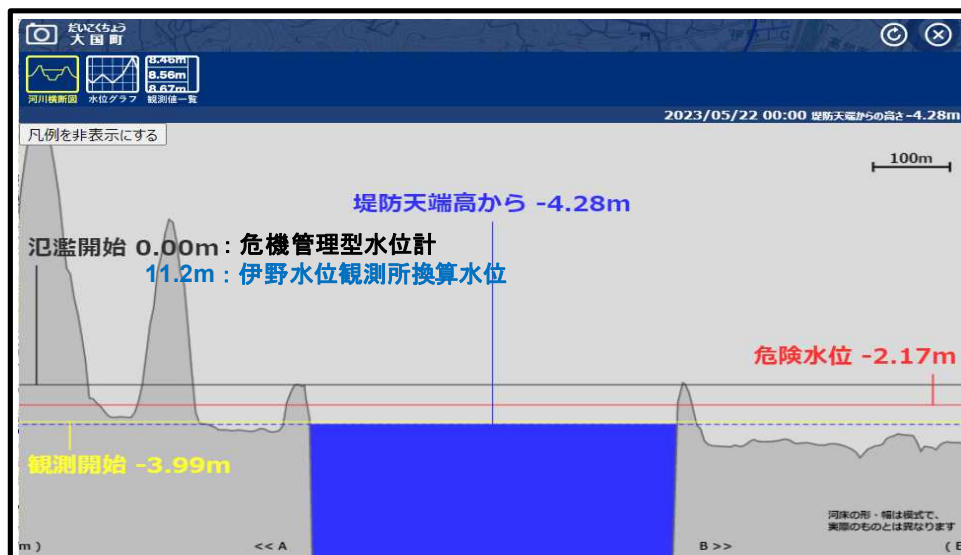
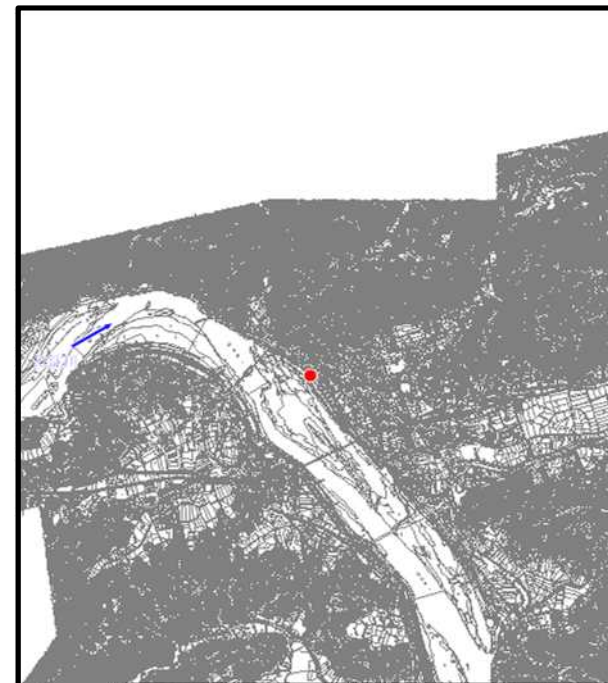
仁淀川 左岸5.0k 弘岡



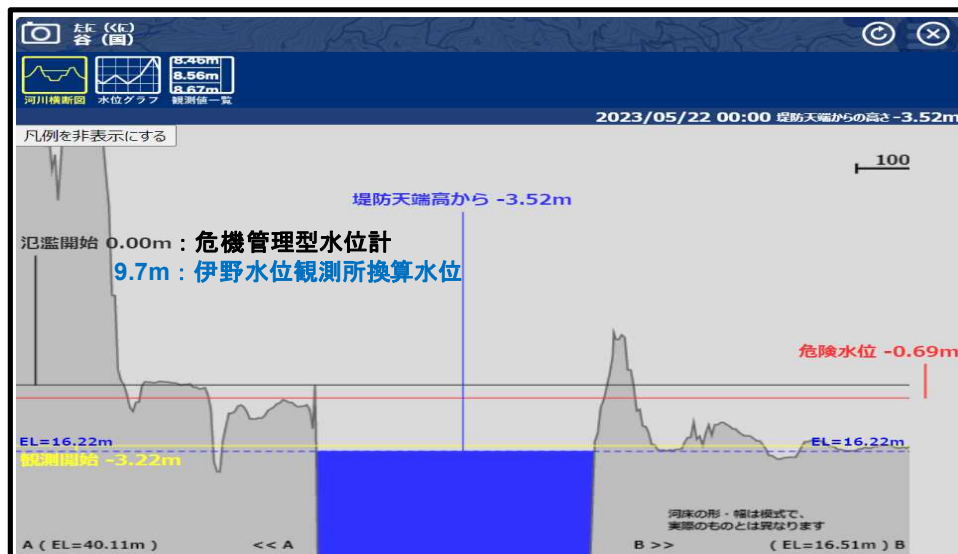
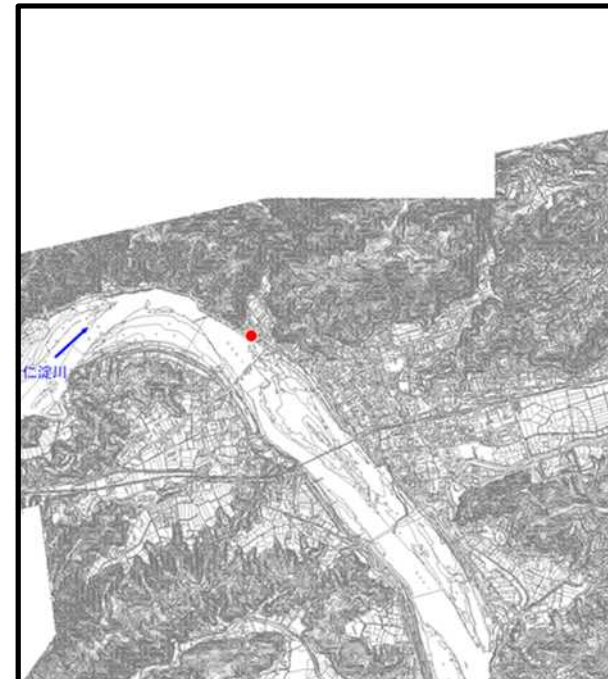
仁淀川 左岸8.8k 八田



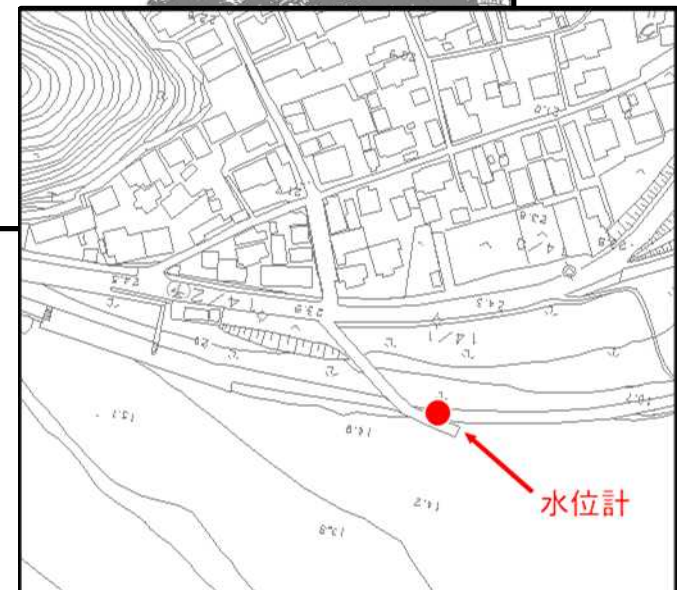
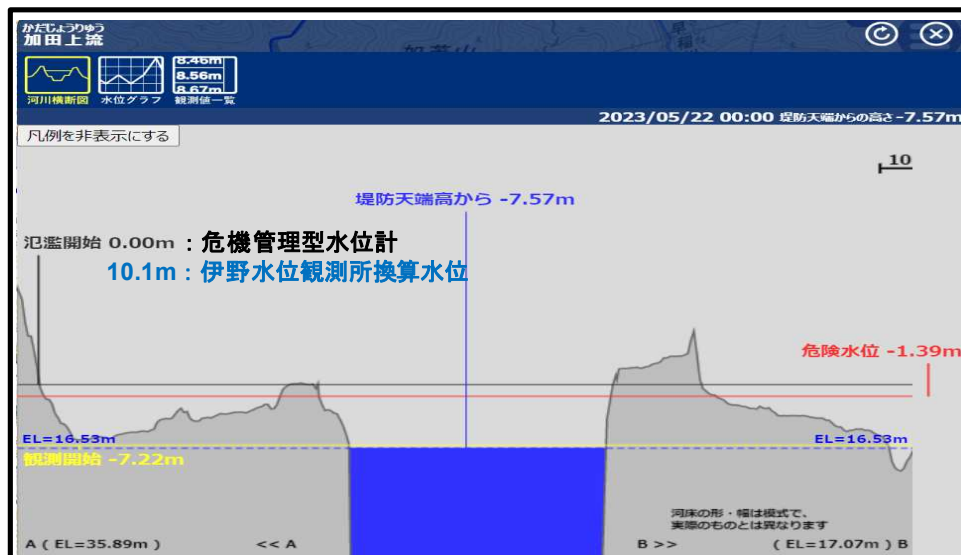
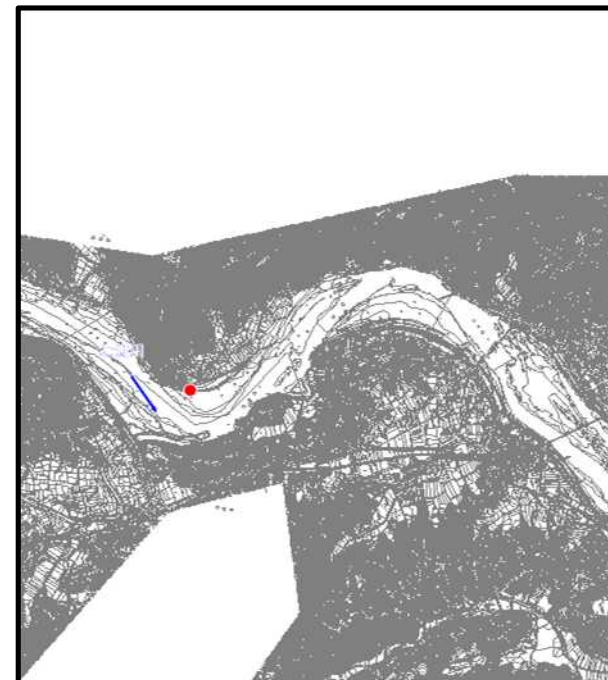
仁淀川 左岸11.6k 大国町



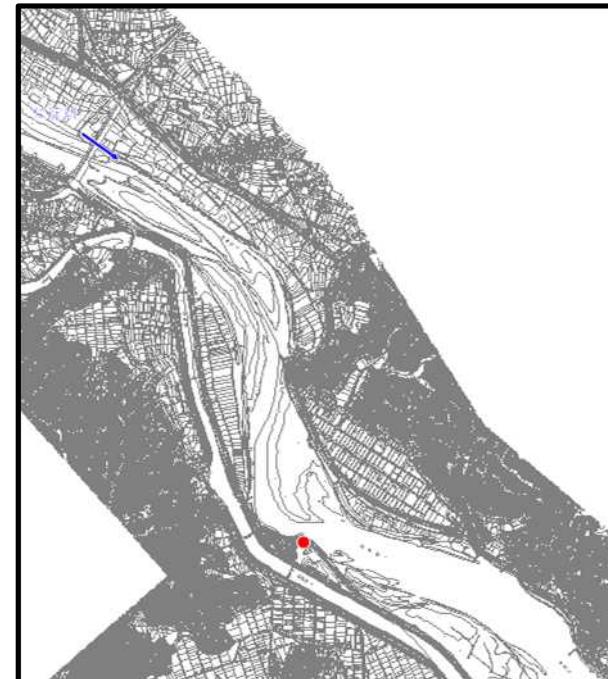
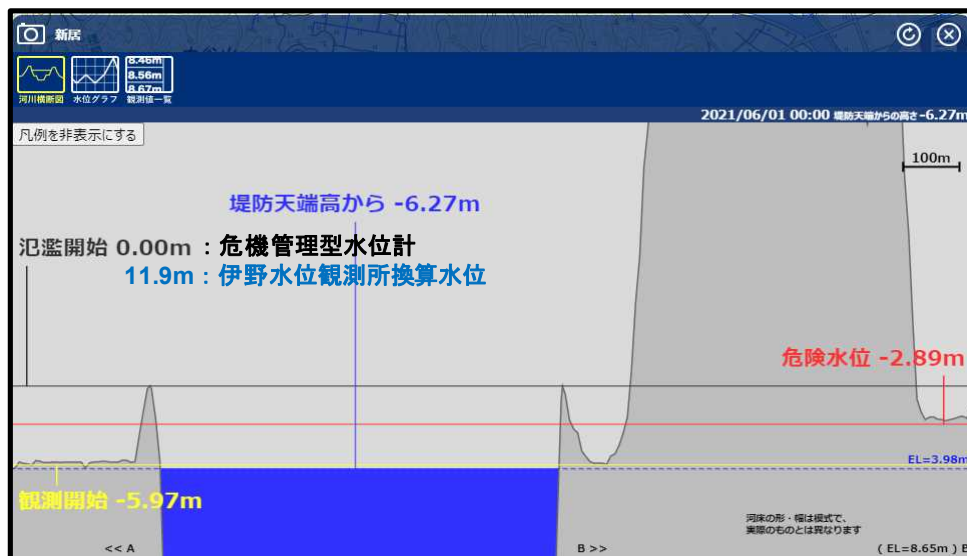
仁淀川 左岸12k 谷(国)



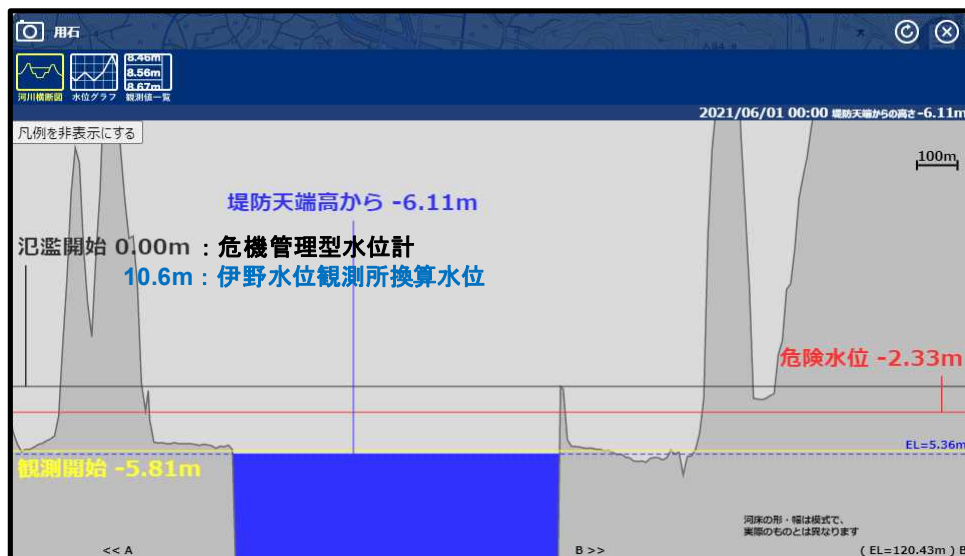
仁淀川 左岸14.2k 加田上流



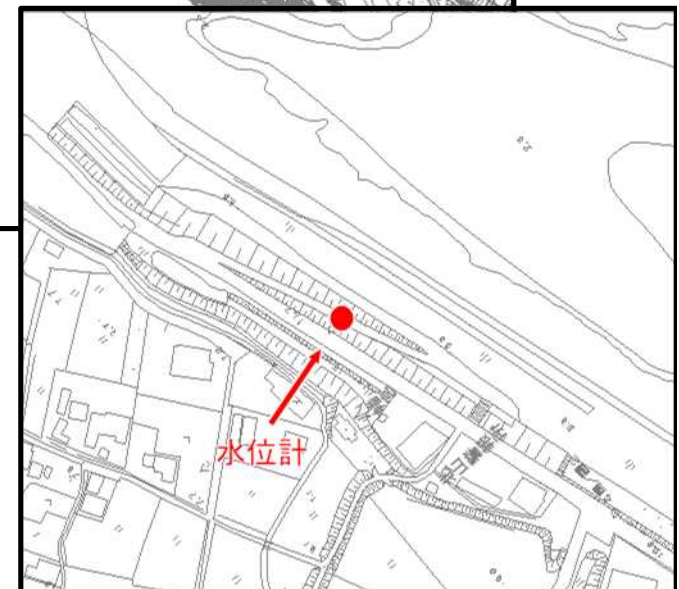
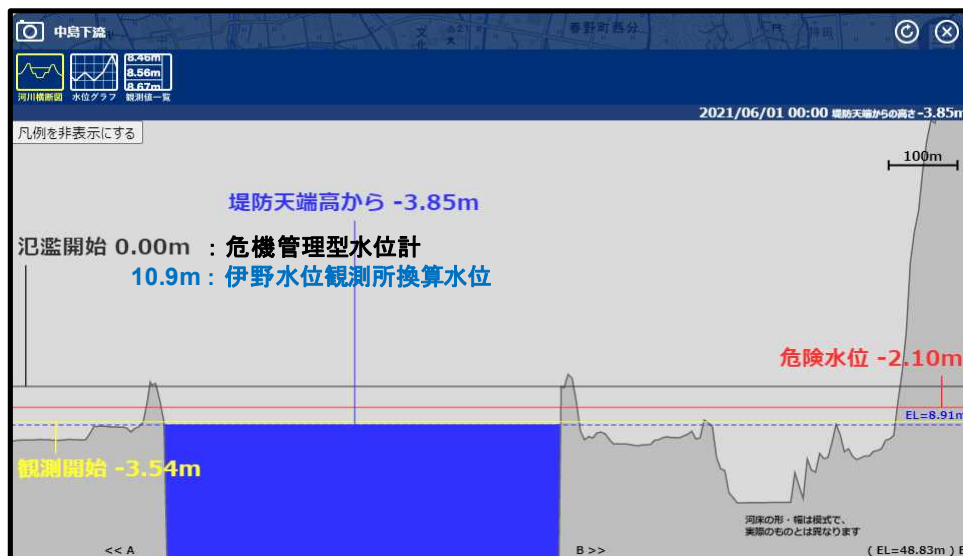
仁淀川 右岸1.8k 新居



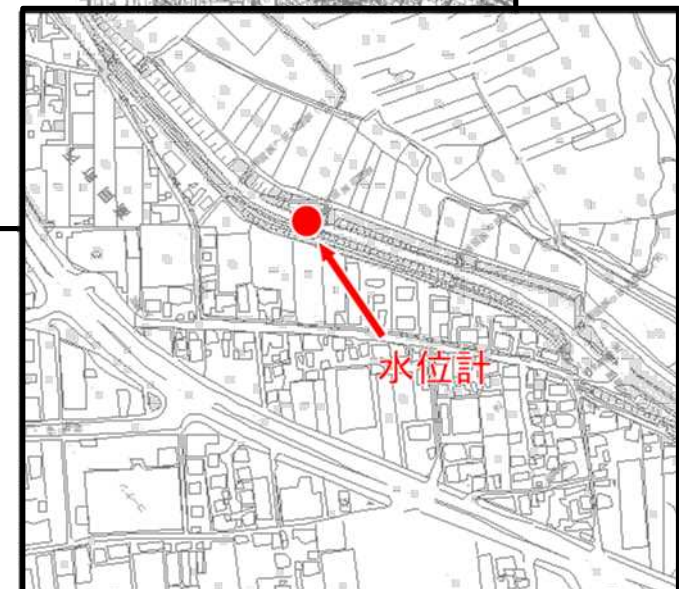
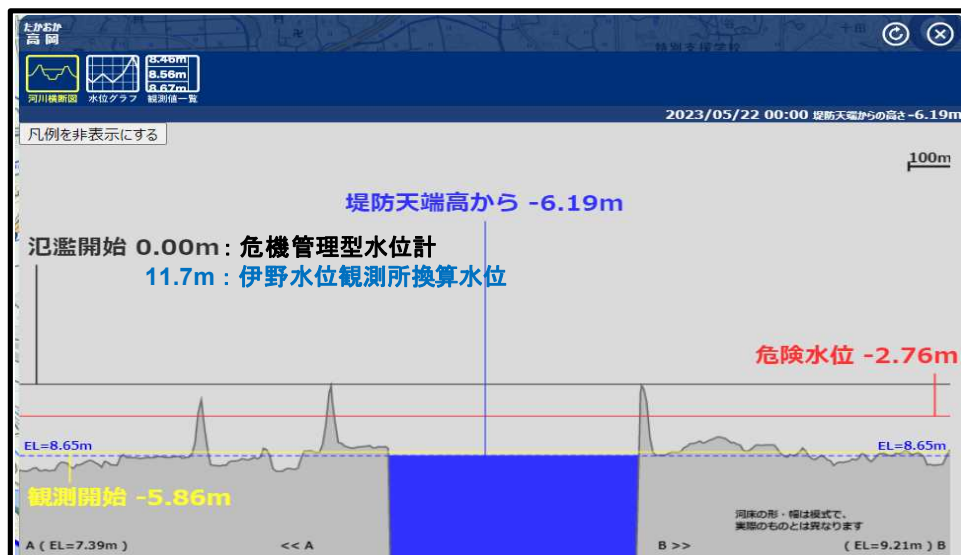
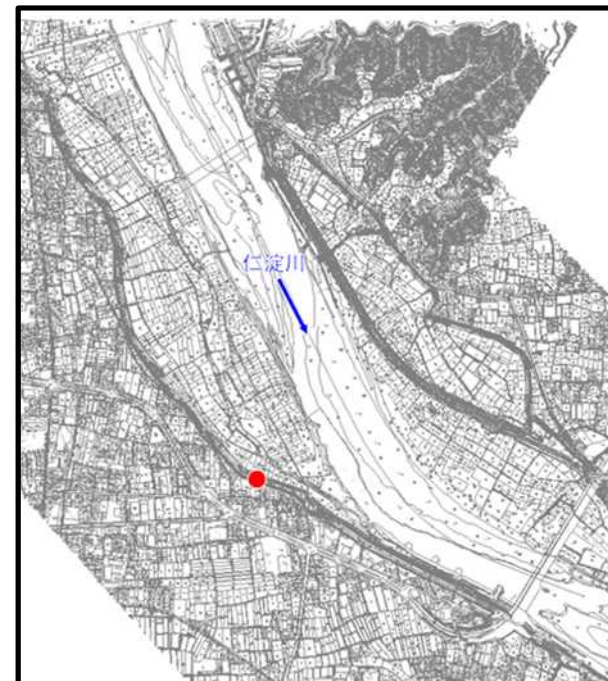
仁淀川 右岸3.2k 用石



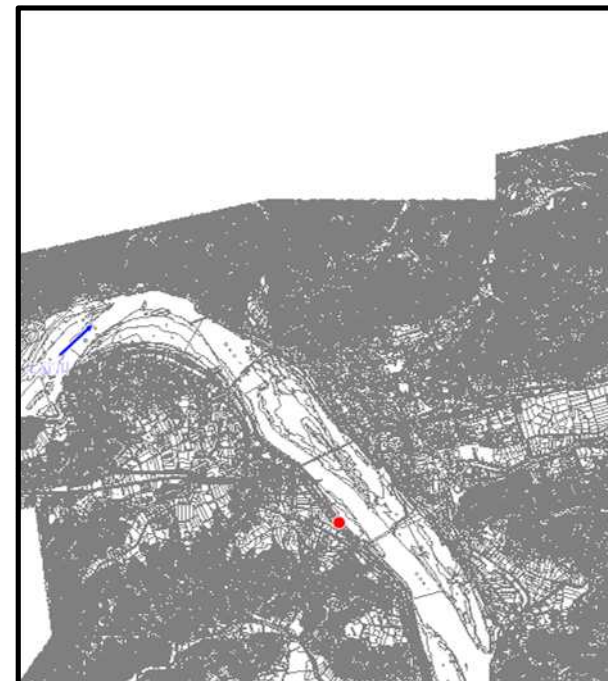
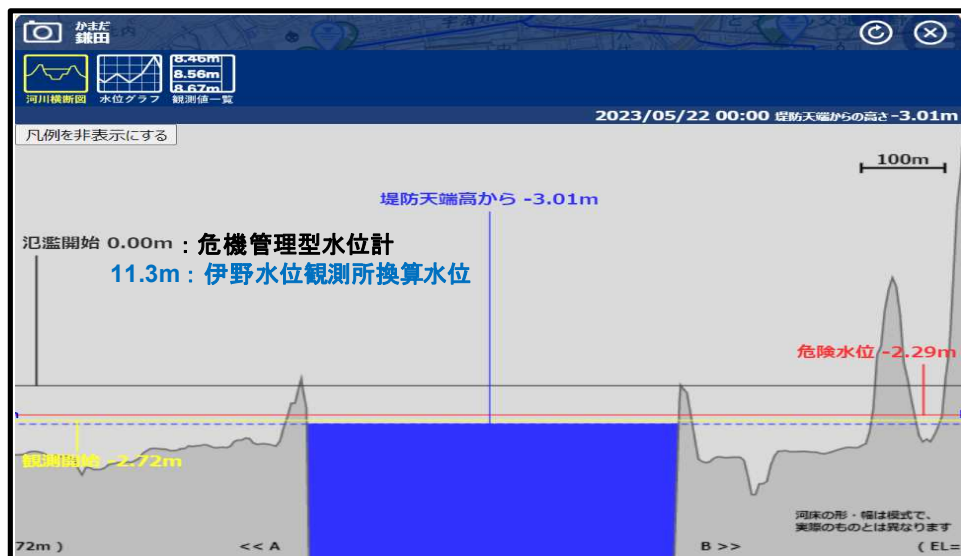
仁淀川 右岸4.4k 中島下流



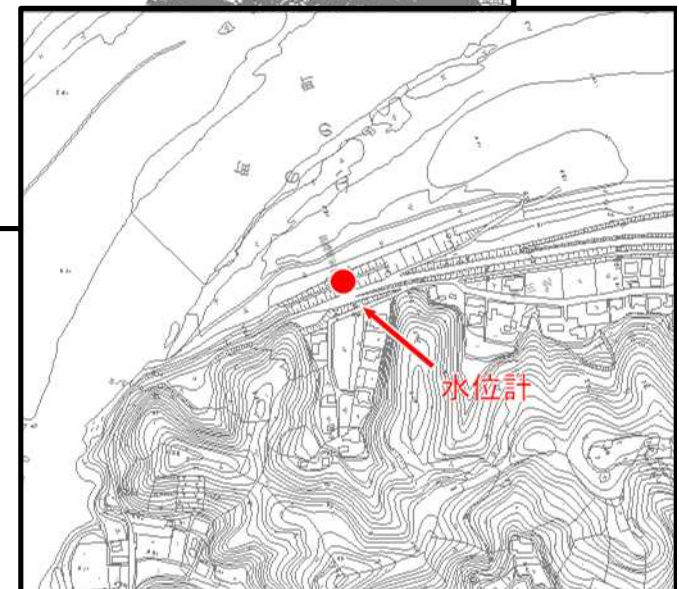
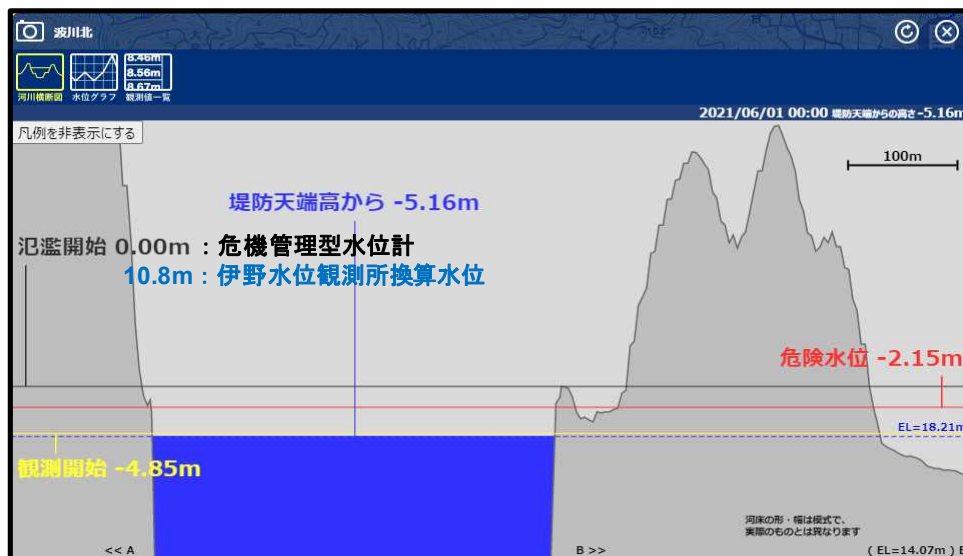
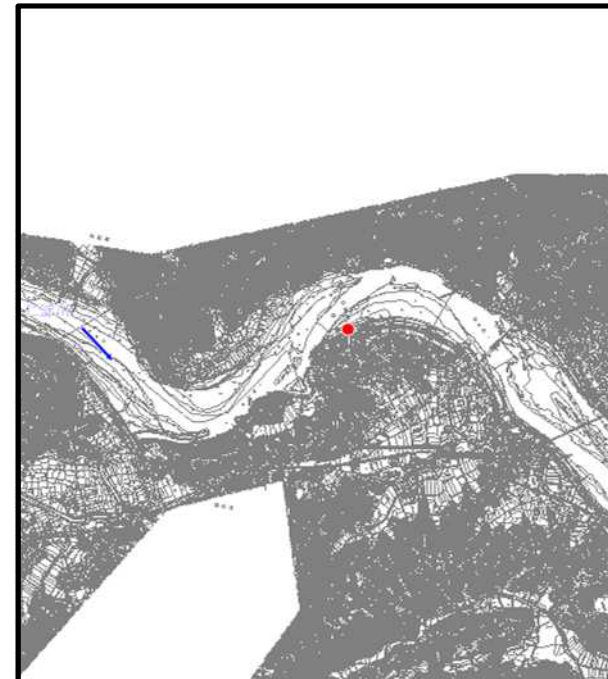
仁淀川 右岸5.6k 高岡



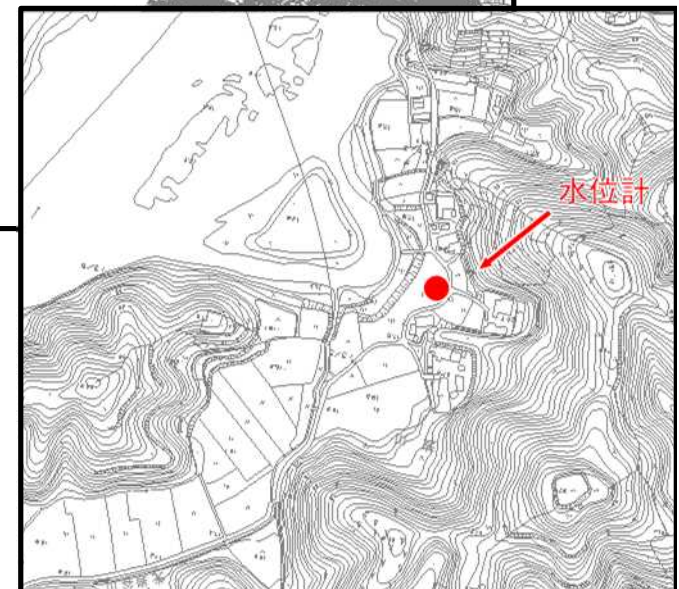
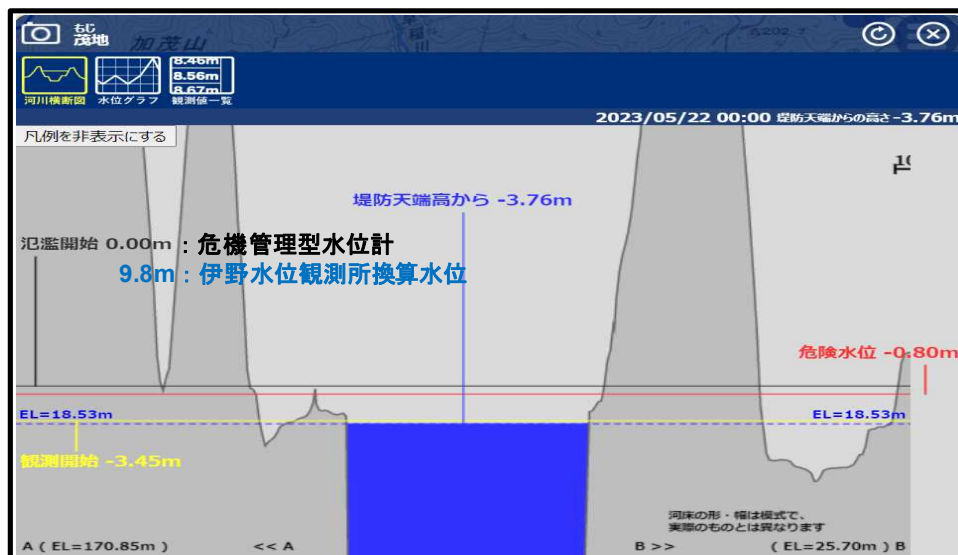
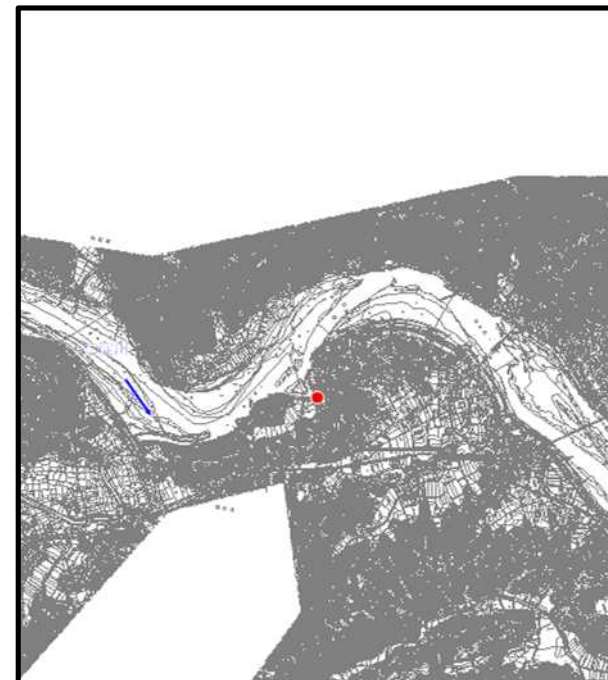
仁淀川 右岸10.8k 鎌田



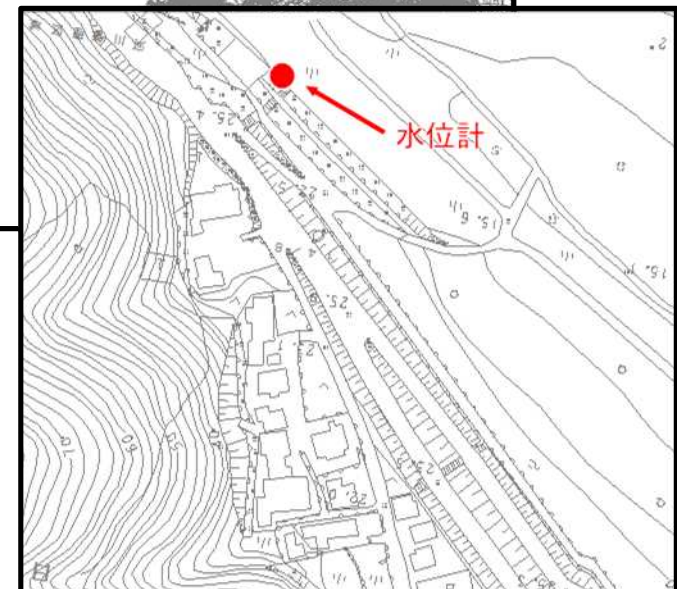
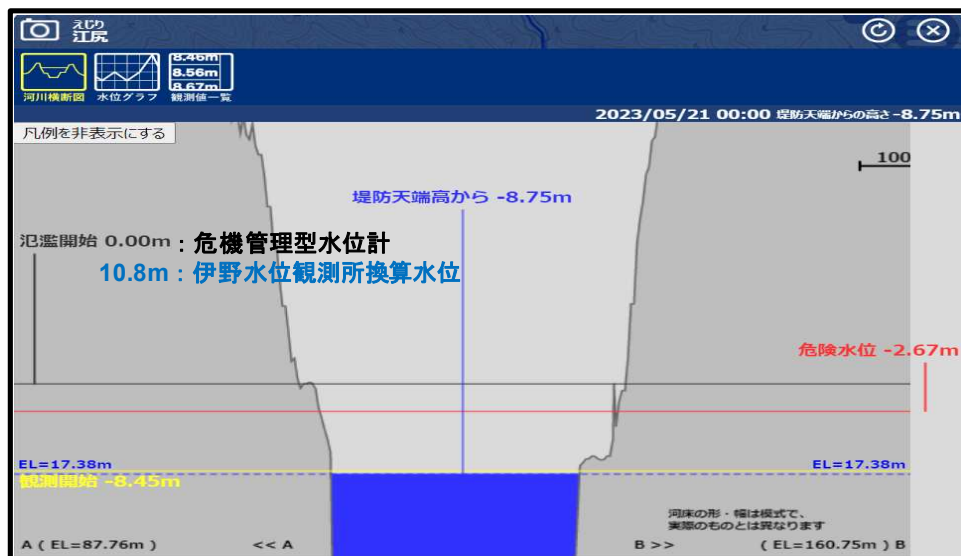
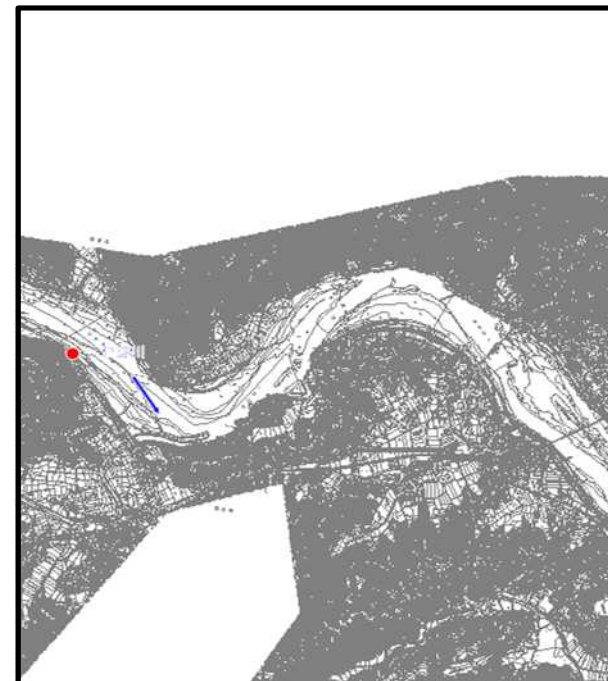
仁淀川 右岸13.0k 波川北



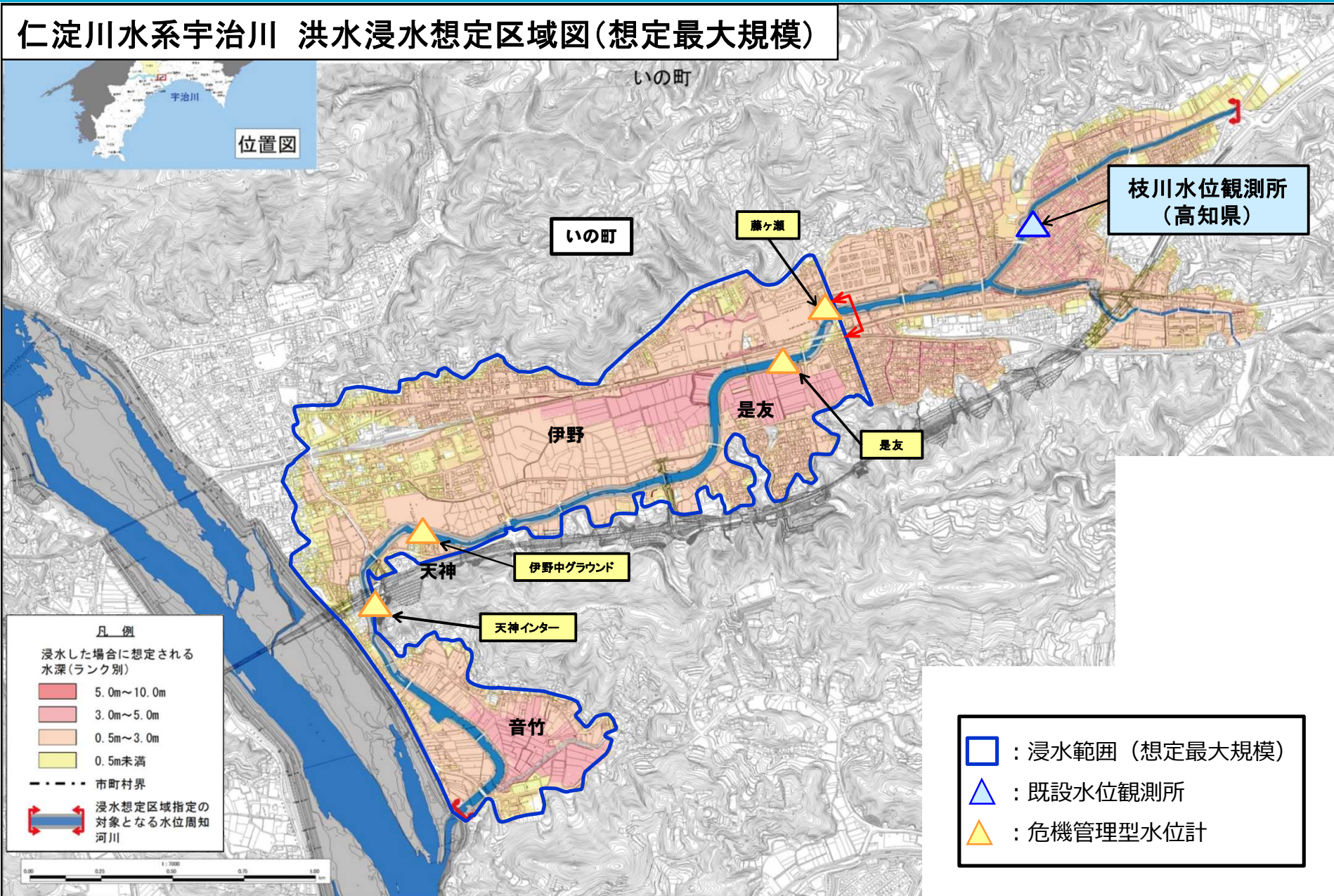
仁淀川 右岸13.4k 茂地



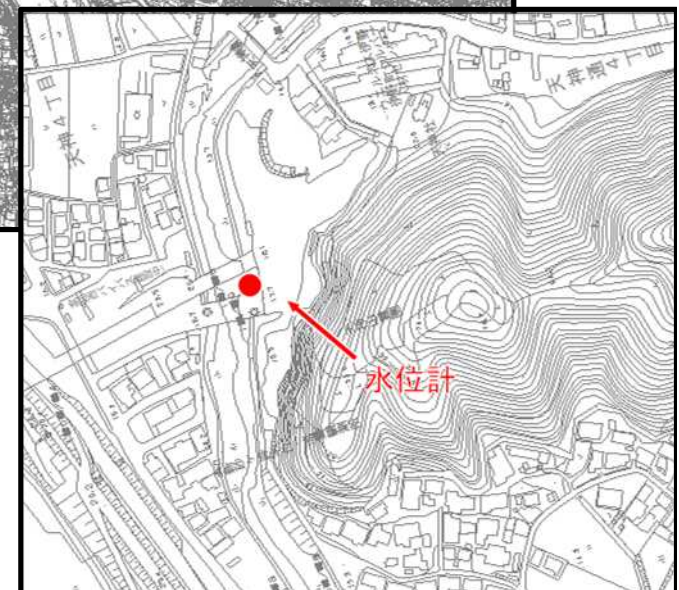
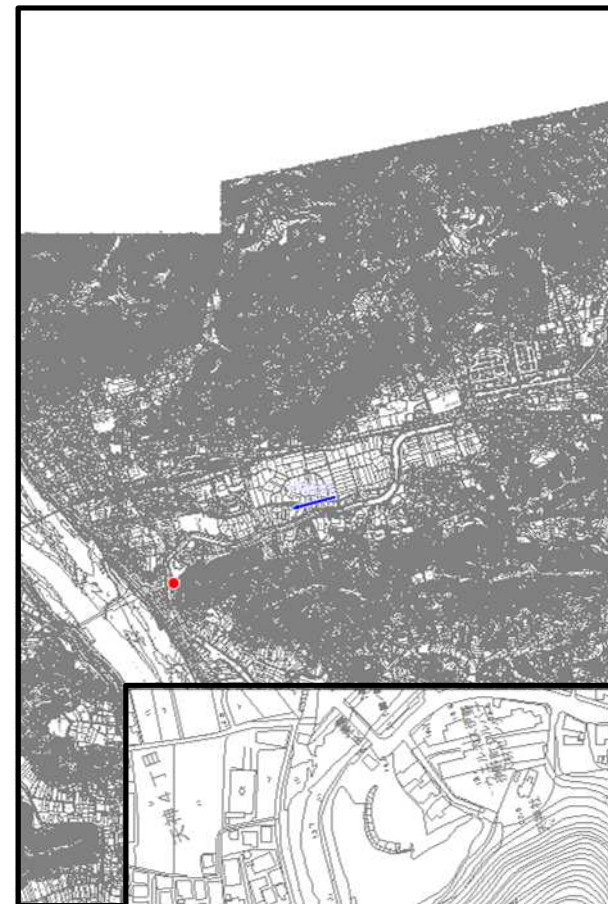
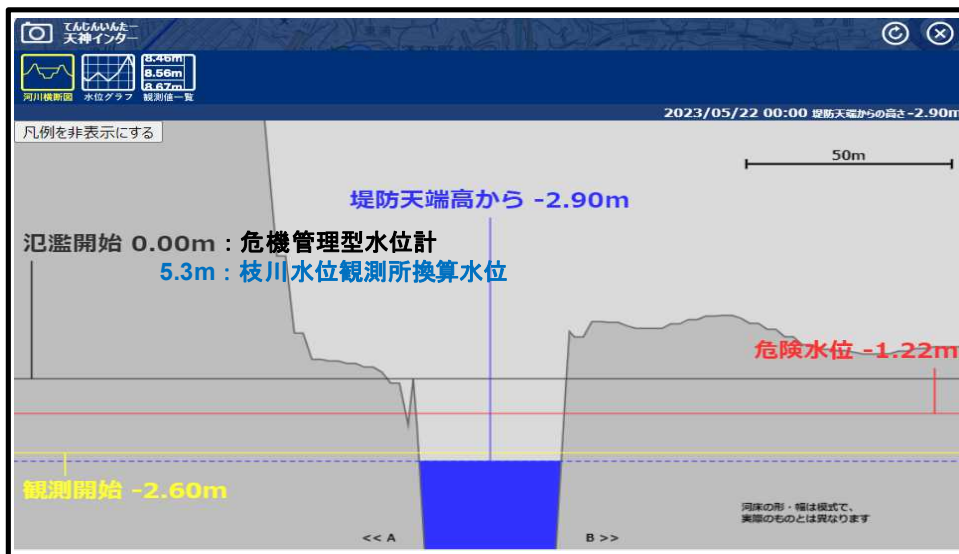
仁淀川 右岸14.8k 江尻



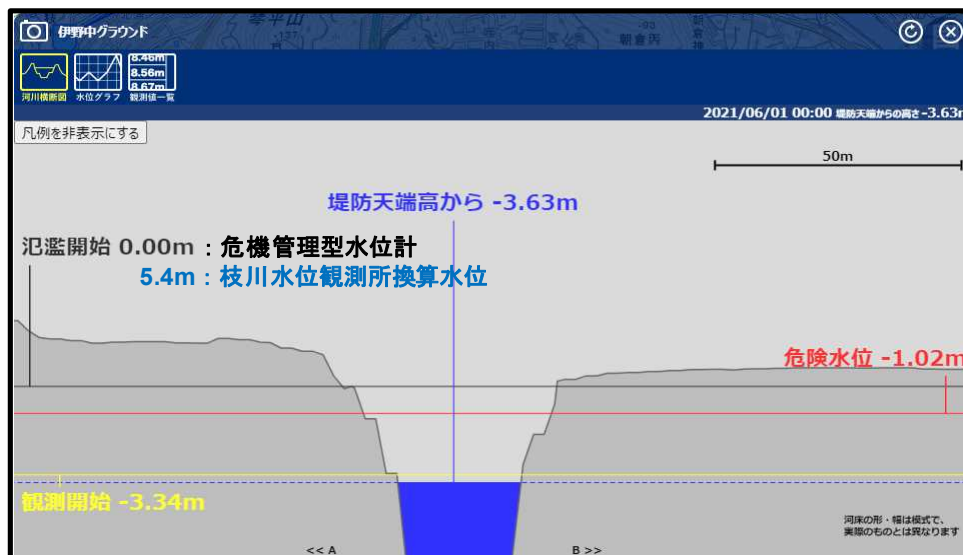
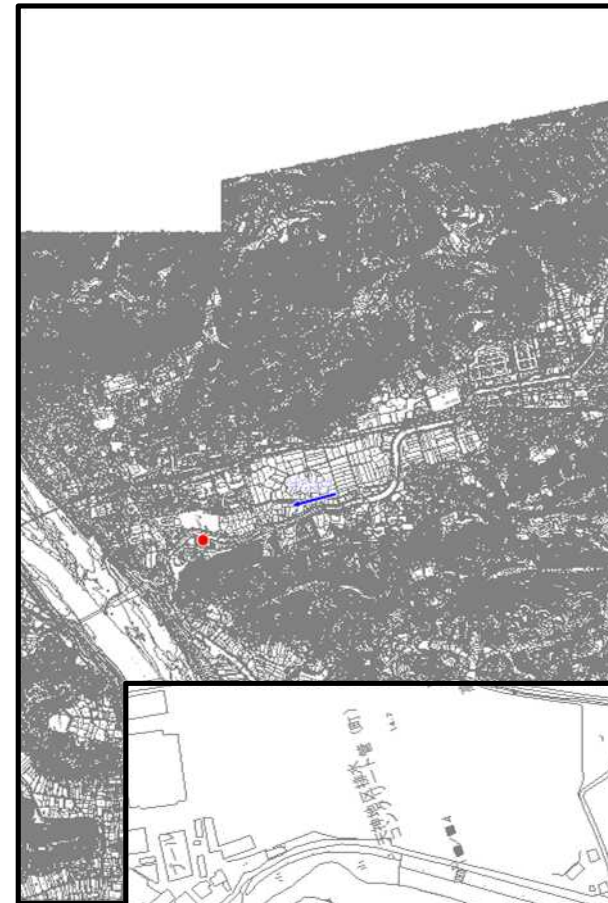
危機管理型水位計の設置場所(仁淀川水系宇治川)



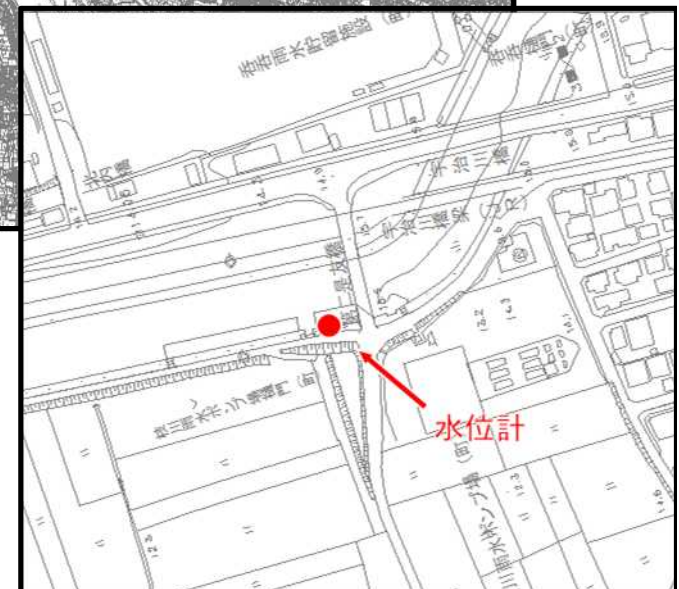
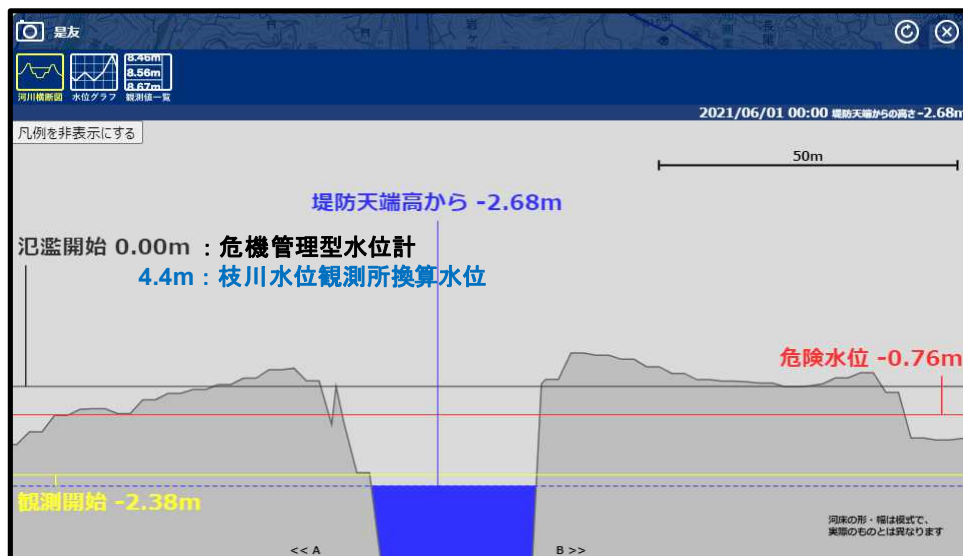
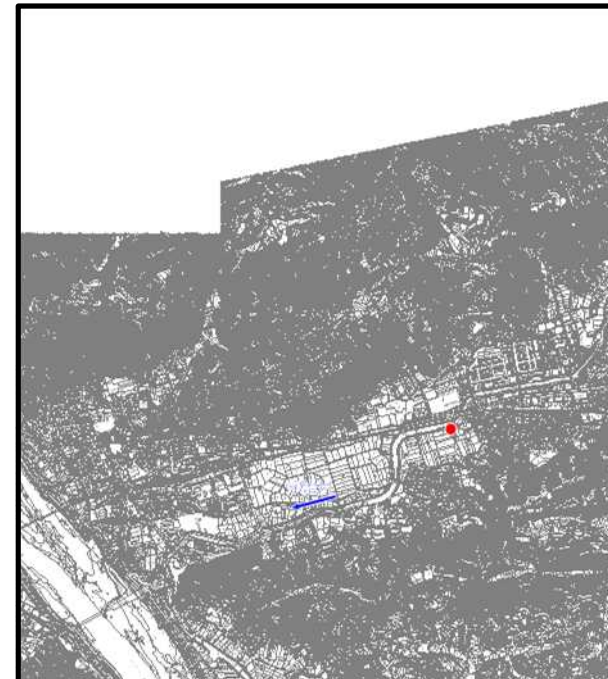
宇治川 左岸1.0k 天神インター



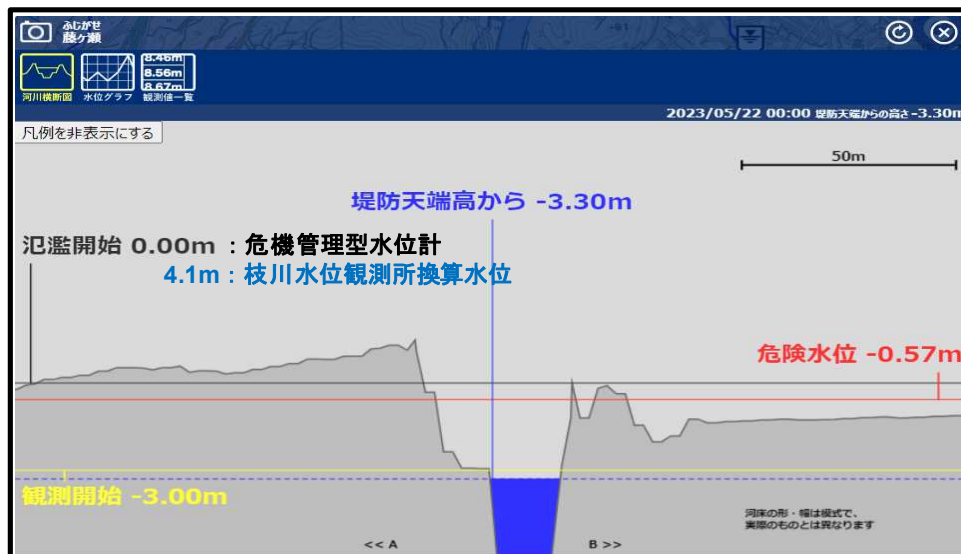
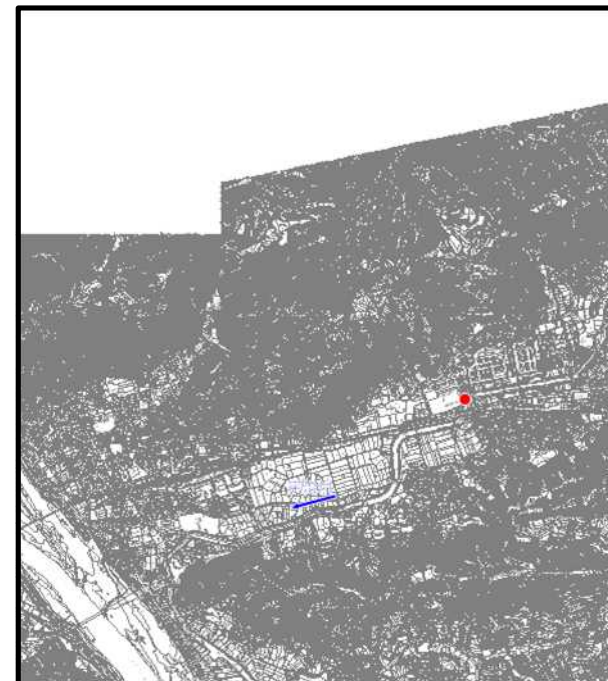
宇治川 左岸1.4k 伊野中グラウンド



宇治川 左岸3.0k 是友

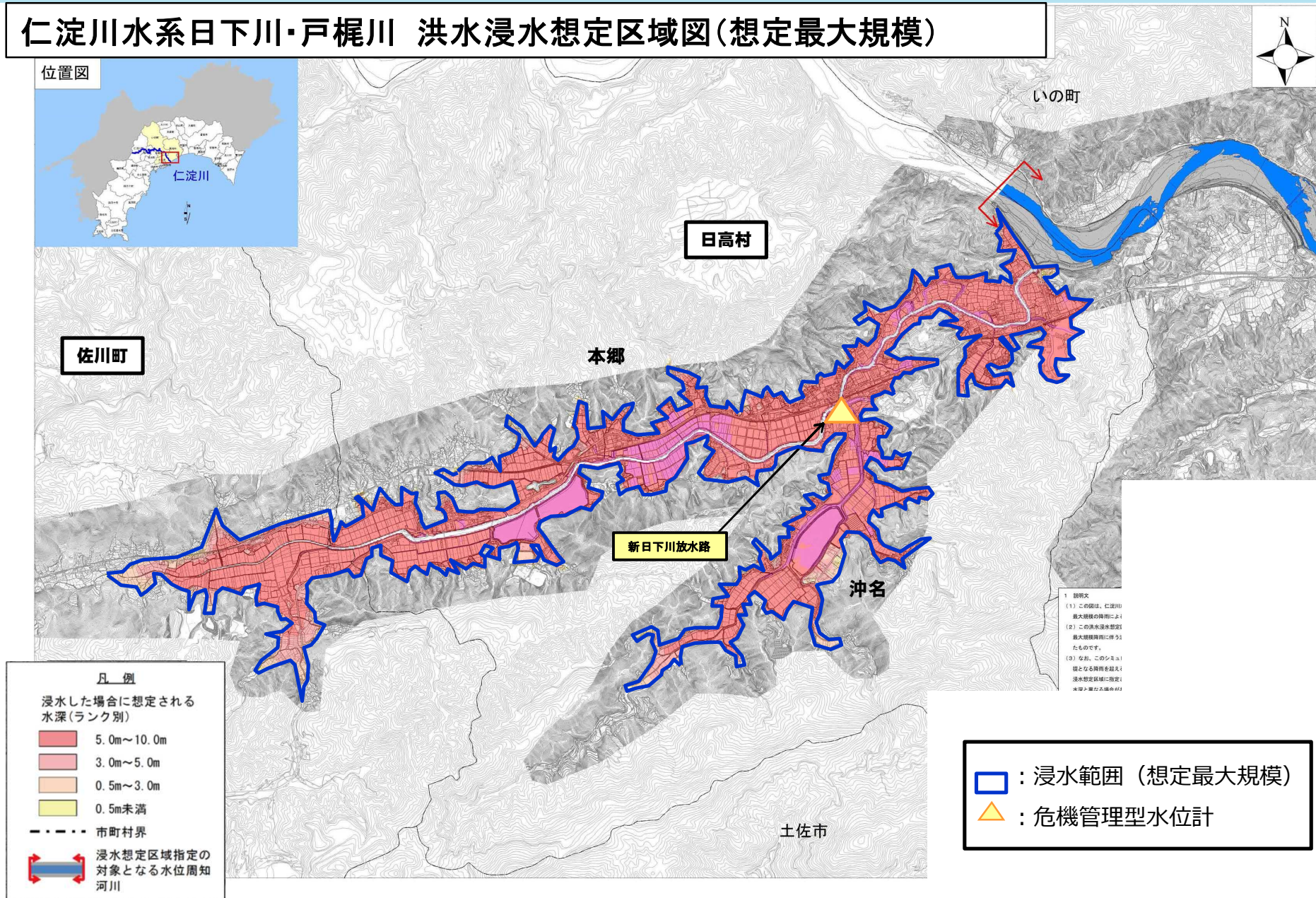


宇治川 右岸3.2k 藤ヶ瀬



危機管理型水位計の設置場所(仁淀川水系日下川・戸梶川)

仁淀川水系日下川・戸梶川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



戸梶川 右岸 新日下川放水路

